

さつま町地域福祉計画



平成31年3月
鹿児島県さつま町

はじめに

わが国は、毎年発生する大規模な自然災害、少子高齢・人口減少社会という、かつて経験したことのない時代を迎えています。

また、本町においても少子高齢化、人口減少が進行しており、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、不安を抱えながらの子育て、生活困窮など、何らかの支援を必要としている人は増えつつある一方、地域福祉の担い手不足も深刻化しています。



このような中、国は個人や家族、地域が抱える複合化・複雑化した課題を包括的に「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制の構築や住民一人ひとりの生活上の困難などを住民だれもが「我が事」として捉え、その解決を図る地域づくりに住民が主体的に参画することなど、つながり合い支え合う、豊かな「地域共生社会」の実現を目指し、体制整備を進めています。

本町では、「第2次さつま町総合振興計画」に掲げる将来像「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現に向けて、本町に暮らす全ての町民を地域全体で支え、だれもが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような社会を実現するため、さつま町地域福祉計画を策定しました。

今後は、本計画の基本理念である「一人ひとりが主役 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現にむけ、～広げよう「近助」の輪 おこそう地域福祉の風～のローガンのもと、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、御協力いただきましたさつま町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位、町民の皆様に心から感謝申し上げます、御挨拶といたします。

平成31年3月

さつま町長 日高 政勝

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 地域福祉計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 さつま町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 2 地域福祉に関するアンケート調査の主な意見・・・・・・・・ P23
- 3 地域福祉座談会の主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 4 福祉施設ヒアリング調査の主な意見・・・・・・・・・・ P27
- 5 さつま町の地域福祉の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29
- 6 「近所付き合い」を「近助」に・・・・・・・・・・ P32

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P33
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P34
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36

第4章 施策の展開

- 1 お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり・・・・ P38
- 2 だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり・・・・・・・・ P41
- 3 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり・・・・ P44

第5章 計画の推進

- 1 地域福祉の推進イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P47
- 2 地域福祉の担い手ごとの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P48

第6章 資料編

- 1 さつま町地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ P50
- 2 さつま町地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ P52
- 3 地域福祉に関するアンケート調査結果・・・・・・・・ P53
- 4 福祉部の設置推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P70
- 5 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P71

「障がい」の表記について

障がいのある人やその家族の中には、従来用いられてきた「障害」の「害」という文字に、否定的なイメージ、差別感や不快感を持つ人がいます。

本計画において、法令や制度、団体や施設等の固有名称で用いられているものを除き、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、すべて「障がい者」「障がい」と表記します。

障がい者の人権を尊重するという観点やノーマライゼーション社会の実現に向けた町民の意識醸成にもつなげることを目的としています。



第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

日本の戦後の社会福祉は昭和 26 年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、平成 3 年のバブル崩壊以降、経済状況の悪化、少子高齢化の進行、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、行政機関による公的福祉サービスの提供だけでは対応が難しい状況となり、政府はこれまで社会福祉の各種改革を進めてきました。

平成 12 年には社会福祉事業法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、公的福祉の更なる充実とともに「地域福祉の推進」が明記されました。

さらに、近年、豪雨や大規模地震等の自然災害が相次いで発生する中で、地域における助け合い・支え合い、そして地域の絆が重要であるということが改めて認識されるとともに、高齢者や障がい者の方などへの支援のあり方を検討する必要性が再認識されるようになりました。

日常生活上においても、産業構造の変化に伴う生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、ひきこもり・虐待・ドメスティックバイオレンス（以下、「DV」という。）・生活困窮・孤立死・自殺等の様々な社会問題が起こっています。

また、本町においてはこれらの社会問題に加え、地域の人口減少、核家族化や高齢化等の様々な要因により、これまで地域において普通であった相互扶助の精神「結（ゆい）」が薄れ、近所付き合いが希薄化している現状があります。

このような中、現在、個人や家族の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

今後ますます加速する少子高齢化に対して、「地域福祉」の醸成や住民が安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、本町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を認識し、これを踏まえ、地域福祉に対する本町の基本理念や福祉施策の方向性を定めるため、「さつま町地域福祉計画」を策定します。



2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で、だれもが安心して暮らせる地域社会を目指して、地域・住民・社会福祉関係機関・行政の協働のもと、助け合い、支え合いながら、それぞれの地域が抱える福祉課題を解決しようとする取り組みをいいます。

- ◆自助：地域に住む一人ひとりが自立するための努力
- ◆共助：地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動
- ◆公助：行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供

3 地域福祉計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

平成 12 年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正されたことに伴い、同法第 4 条で「地域福祉の推進」、同法第 107 条で「市町村地域福祉計画」が新たに規定されました。

本計画は、この社会福祉法に基づく法定計画です。

～社会福祉法より一部抜粋～

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，經濟，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉計画と総合振興計画の関係

さつま町地域福祉計画は、「第2次さつま町総合振興計画」に掲げる将来像「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現に向け、本町に暮らす全ての町民を地域全体で支え、だれもが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れる社会を実現するために、地域福祉の理念を定める計画です。

本計画は総合振興計画との整合性を図りつつ、策定する必要があります。

《第2次さつま町総合振興計画》

《将来像》

ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町

《基本目標1》

まちぐるみで育む，子どもの笑顔が輝くまち

《基本目標2》

希望に満ちて，生涯をいきいきと暮らせるまち

《基本目標3》

ともに認めあい，支えあうまち

《基本目標4》

安全・安心の輪を広げるまち

※基本目標は関連部分のみを抜粋した。

(3) 地域福祉計画と分野別計画の関係

高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画などの福祉行政における分野別計画との関係においては、地域福祉計画で、福祉行政を推進するための理念や目標を掲げて、目指すべき姿を明確にし、矛盾がないよう調和が保たれたものでなければなりません。

このほか、地域福祉の推進にあたっては、子ども・子育て支援事業計画や健康さつま21等との連携も必要であり、整合性を保たなければなりません。

これらの計画は、「既に策定している他計画の対象分野が重なる場合については、その計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことが適当」との国の指針に基づき、地域福祉計画の一部とみなすものとします。

なお、高齢者福祉、児童福祉や障がい者福祉など、分野ごとの具体的な事業については、それぞれの分野で策定されている計画により実施されます。

《さつま町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画》

《基本理念》
高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり

《さつま町子ども・子育て支援事業計画》

《基本理念》
家庭と地域社会で育む、未来にはばたくさつまの子

《さつま町障害者計画》

《基本理念》
住み慣れた地域で、ともに支えあい、障害者の自立と社会参加を推進するまち

《健康さつま21》

《基本理念》
「健康いきいき“元気さつま”」の実現

《さつま町いのち支える対策推進計画》

《基本理念》
誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい町づくりをめざす

(市町村老人福祉計画) ～老人福祉法より一部抜粋～

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(市町村介護保険事業計画) ～介護保険法より一部抜粋～

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(市町村障害福祉計画) ～障害者総合支援法より一部抜粋～

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について

(一人ひとりの地域住民への訴え) より一部抜粋

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、市町村が地域福祉の推進にあたり、基本理念や施策の方向性を定める行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を主体として、地域・住民・福祉に関する事業者などが相互協力して、地域福祉を推進する民間計画です。

両計画では、地域福祉の推進にあたり、基本理念や目標を共有し、整合性を図りながら連携した計画となるように策定する必要があります。

本町においても、さつま町社会福祉協議会が「さつま町地域福祉活動計画」を策定します。

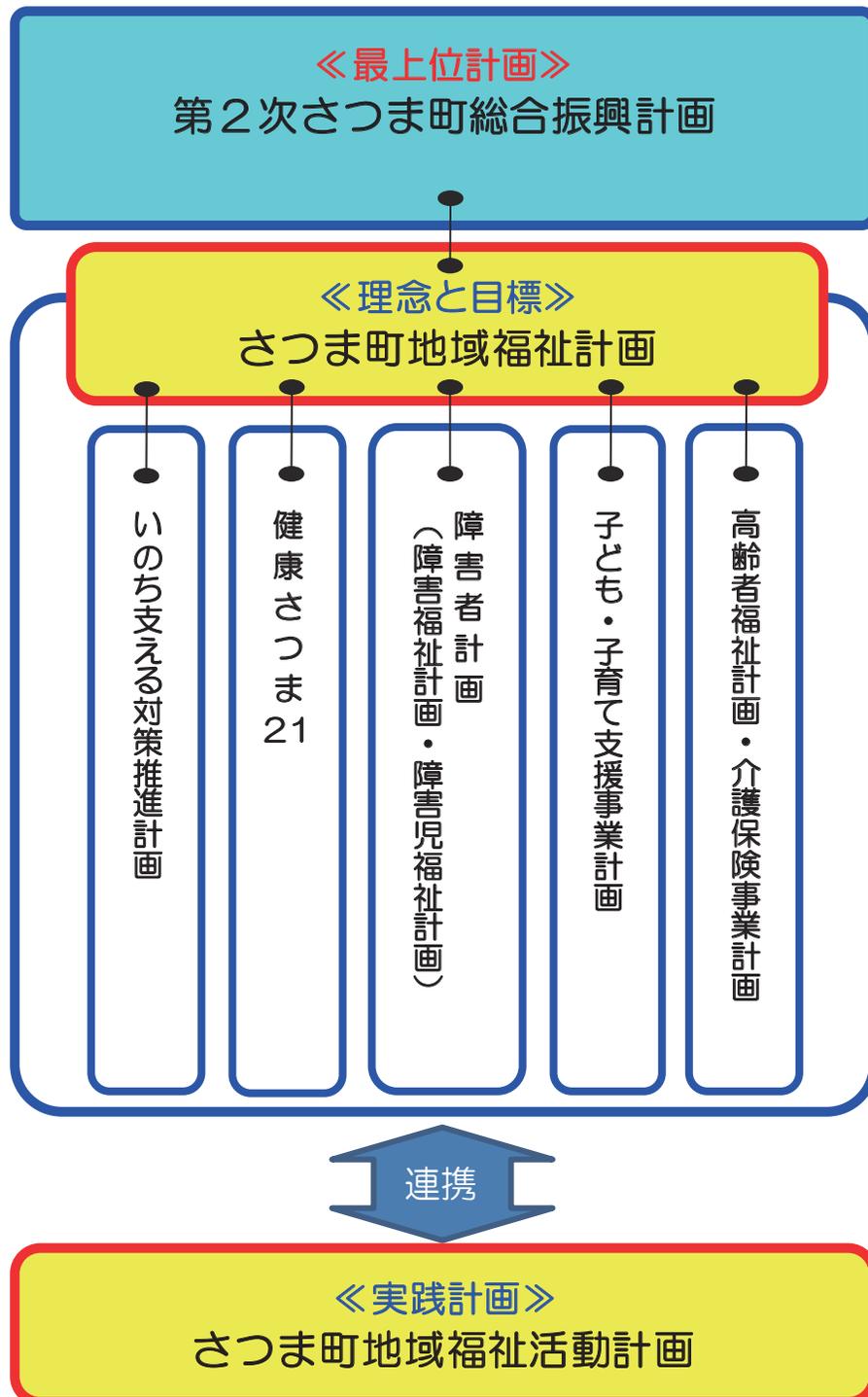
	さつま町地域福祉計画	さつま町地域福祉活動計画
策定主体	さつま町 (行政計画・基本計画)	さつま町社会福祉協議会 (民間計画・実施計画)
法的根拠	社会福祉法第107条	社会福祉法第109条
目的	本町に暮らす全ての住民を地域全体で支え、だれもが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような、地域福祉の実現を目的とする。	社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の実践を目的とする。
内容	基本理念・施策の方向性	現場における地域福祉活動の推進等



(5) 地域福祉計画と各種計画の関係イメージ

「さつま町地域福祉計画」は、町政全般の施策方針や目標を定めた「第2次さつま町総合振興計画」を上位とする福祉行政における総合計画です。

また、分野ごとの個別計画は「さつま町地域福祉計画」の一部として、位置づけられます。



4 計画策定までの経過

本計画は、地域福祉に関するアンケート調査・地域福祉座談会・福祉施設ヒアリング調査を実施し、さつま町地域福祉計画策定委員会の協議を経て、策定しました。

(1) 地域福祉に関するアンケート調査

平成30年8月に、町内18歳以上の住民を対象に1,000人を無作為に抽出し、郵送配付・郵送回収によりアンケート調査を実施しました。

※アンケート調査結果の詳細については、第6章 資料編を参照。

(2) 地域福祉座談会

平成30年11月に、地域福祉の現状や課題、また今後の地域福祉の進め方などについて、民生委員・児童委員の地区構成に応じた5つの支部区分ごとに、次の日程で地域福祉座談会を実施しました。

平成30年11月 1日(木) 宮之城中央支部(宮之城ひまわり館)

※宮之城屋地区・船木区

平成30年11月 5日(月) 宮之城東部支部(宮之城ひまわり館)

※虎居区・時吉区・湯田区・佐志区

平成30年11月 8日(木) 宮之城西部支部(宮之城ひまわり館)

※山崎区・久富木区・二渡区・平川区・白男川区・泊野区

平成30年11月12日(月) 薩摩支部(薩摩農村環境改善センター)

※求名区・中津川区・永野区

平成30年11月13日(火) 鶴田支部(鶴田中央公民館)

※柘野区・鶴田区・神子区・柏原区・紫尾区

(3) 福祉施設ヒアリング調査

平成30年9月から10月にかけて、さつま町社会福祉法人連絡会を構成する福祉サービス事業者などから、高齢者福祉分野4施設、児童福祉分野4施設、障がい者福祉分野2施設の合計10施設を選定し、施設が活動を行う上での課題及び問題点並びに地域福祉推進にあたっての課題について、ヒアリング調査を実施しました。

(4) さつま町地域福祉計画策定委員会

さつま町地域福祉計画策定委員会設置要綱の規定に基づき設置される委員会で、地域福祉に関わりのある分野・組織から選定した18人の委員により構成され、3回の策定委員会を開催しました。

平成30年 9月25日（火） 第1回さつま町地域福祉計画策定委員会

平成31年 1月24日（木） 第2回さつま町地域福祉計画策定委員会

平成31年 2月25日（月） 第3回さつま町地域福祉計画策定委員会



5 計画期間

この計画は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間で計画期間とします。

また、必要に応じて評価分析を行い、今年度策定する計画の見直しは、2021年度（平成33年度）から検討作業を進め、2023年度策定の予定です。

《関連計画の策定状況・見直し予定》

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)
さつま町総合振興計画	第2次前期				第2次後期					
さつま町地域福祉計画				第1次				第2次		
さつま町 高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期			第9期		
さつま町 子ども・子育て支援事業計画	第1期				第2期				第3期	
さつま町障害者計画	第2期				第3期					
(さつま町障害福祉計画)	第4期	第5期			第6期			第7期		
(さつま町障害児福祉計画)			第1期		第2期			第3期		
健康さつま21	第2次							第3次		
さつま町 いのち支える対策推進計画				第1次				第2次		
さつま町 地域福祉活動計画(※)				第1次				第2次		

※さつま町社会福祉協議会が策定する。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 さつま町の現状

(1) 人口・世帯の状況

本町の人口は、平成27年の国勢調査によると22,364人、平成17年の国勢調査では25,688人で、10年間で3,324人（14.9%）減少しています。

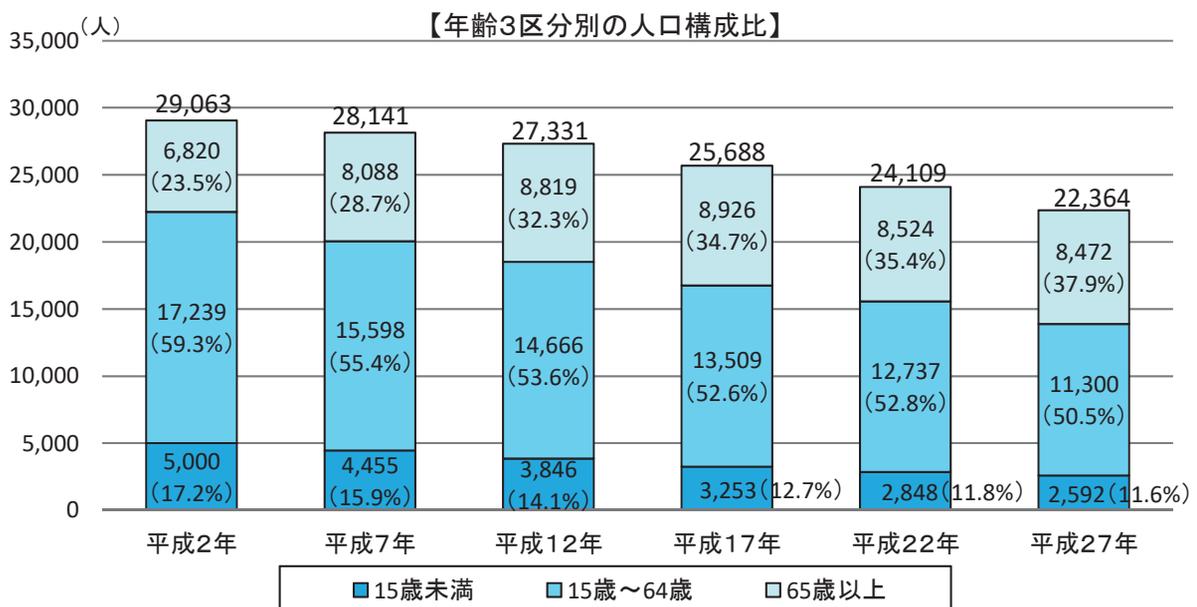
世帯数は、平成27年の国勢調査によると9,690世帯、平成17年の国勢調査では10,249世帯で、10年間で559世帯（5.8%）減少しています。

1世帯当たりの人数は、平成27年の国勢調査によると2.3人、平成17年の国勢調査では2.5人で、10年間で0.2人減少しています。

【人口構造の推移】

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	29,063	28,141	27,331	25,688	24,109	22,364
15歳未満	5,000	4,455	3,846	3,253	2,848	2,592
構成比	17.2%	15.9%	14.1%	12.7%	11.8%	11.6%
15歳～64歳	17,239	15,598	14,666	13,509	12,737	11,300
構成比	59.3%	55.4%	53.6%	52.6%	52.8%	50.5%
65歳以上	6,820	8,088	8,819	8,926	8,524	8,472
構成比	23.5%	28.7%	32.3%	34.7%	35.4%	37.9%
世帯数	10,209	10,168	10,429	10,249	9,969	9,690
1世帯人数	2.8	2.8	2.6	2.5	2.4	2.3

資料：国勢調査（総人口には年齢「不詳」を含むため、年齢区分別の人口合計と一致しない場合がある）



(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（次表において「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」では、平成32年における本町の推計人口は、20,619人となっており、年齢3区分別の人口構成比は、15歳未満が11.5%、15歳～64歳が47.2%、65歳以上が41.3%となっています。

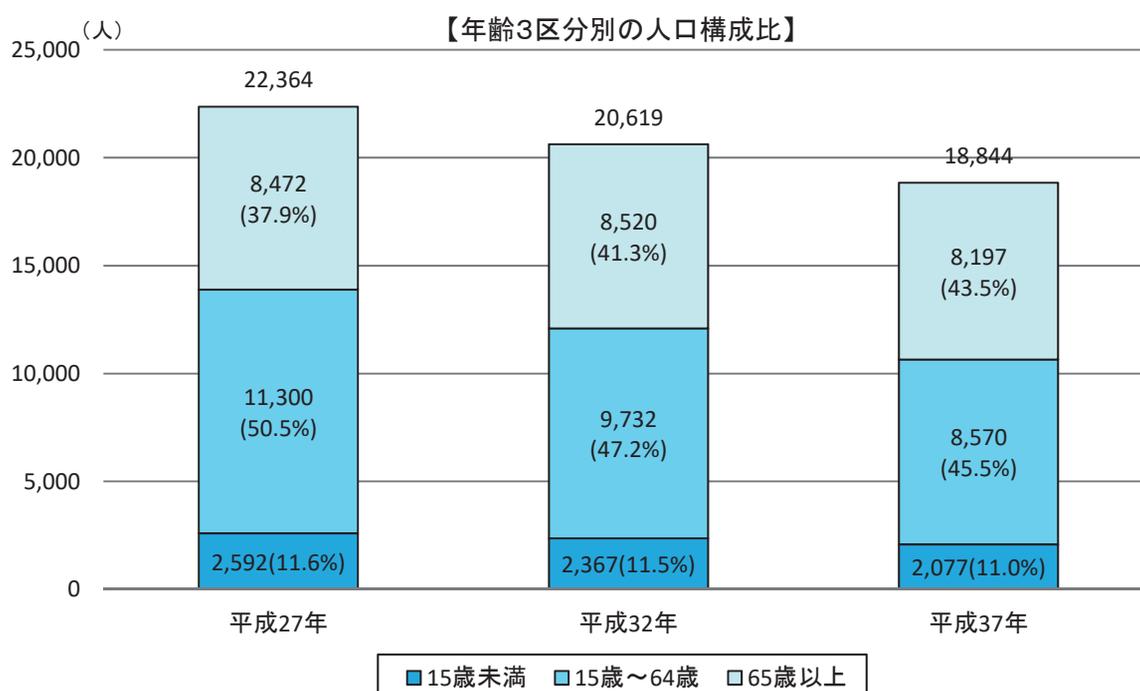
また、平成37年の推計人口は、18,844人となっており、年齢3区分別の人口構成比は、15歳未満が11.0%、15歳～64歳が45.5%、65歳以上が43.5%となっています。

平成27年時の国勢調査と比較すると、依然として人口は減少傾向であり、人口構成比も15歳未満及び15歳～64歳の割合が減少し、65歳以上の割合が増加することが見込まれています。

【将来推計人口】

区 分	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	22,364	20,619	18,844
15 歳未満	2,592	2,367	2,077
構成比	11.6%	11.5%	11.0%
15 歳～64 歳	11,300	9,732	8,570
構成比	50.5%	47.2%	45.5%
65 歳以上	8,472	8,520	8,197
構成比	37.9%	41.3%	43.5%
(うち 75 歳以上)	(5,213)	(4,831)	(4,811)

資料：平成 27 年は国勢調査，平成 32・37 年は社人研推計



(3) 区公民館別及び公民会別の人口等の状況

今後、高齢化が進展していく中で、区公民館・公民会の活動は、地域福祉を推進していく上で、より一層重要となります。

【①区公民館別の人口等の状況】

平成30年10月1日現在

公 民 館	公民会数	全体		
		世帯数	人口	高齢化率
宮之城屋地区	14	1,838	3,954	29.7%
虎居区	14	1,435	2,948	35.0%
時吉区	2	173	407	36.1%
船木区	4	531	1,068	33.3%
柁野区	2	91	168	50.6%
平川区	4	318	691	42.1%
湯田区	5	472	950	42.8%
佐志区	12	679	1,423	39.1%
山崎区	3	403	748	36.0%
久富木区	5	276	575	46.1%
二渡区	4	334	652	53.4%
白男川区	2	183	369	50.7%
泊野区	2	110	211	49.8%
鶴田区	12	413	911	41.4%
神子区	10	461	1,021	39.2%
柏原区	8	617	1,378	38.6%
紫尾区	3	253	542	42.4%
求名区	11	709	1,410	44.5%
中津川区	5	430	907	45.1%
永野区	9	444	850	50.7%
合 計	131	10,170	21,183	38.9%

資料：高齢者支援課（高齢者集計表※施設等は除く）

【②公民会別の人口等の状況】

【宮之城】

平成30年10月1日 現在

公民会名	65以上			世帯数	全体人口	高齢化率	公民会名	65以上			世帯数	全体人口	高齢化率
	男	女	合計					男	女	合計			
城之口	94	113	207	278	585	35.4%	湯之元	59	87	146	175	345	42.3%
五日町	58	87	145	264	621	23.3%	湯田中	34	38	72	82	155	46.5%
町頭	38	65	103	180	340	30.3%	湯田上	36	48	84	92	198	42.4%
上仲町	30	41	71	89	189	37.6%	湯田下	28	33	61	64	125	48.8%
天神	28	49	77	86	203	37.9%	西湯田原	19	25	44	59	127	34.6%
屋地馬場	19	34	53	86	172	30.8%	湯田区	176	231	407	472	950	42.8%
八幡馬場	15	27	42	41	90	46.7%	木渋	19	27	46	39	67	68.7%
愛宕	41	77	118	170	326	36.2%	仮屋原	24	31	55	64	122	45.1%
東谷	28	44	72	117	243	29.6%	前目	9	22	31	33	61	50.8%
川原町	35	48	83	122	249	33.3%	ほたる	20	31	51	61	109	46.8%
中央	49	84	133	192	338	39.3%	広瀬	14	18	32	43	94	34.0%
ウッドタウン	16	13	29	86	255	11.4%	池之野	20	20	40	41	76	52.6%
観月台	8	10	18	49	157	11.5%	さくら	16	22	38	52	100	38.0%
ホープタウン	10	15	25	78	186	13.4%	上寺下	10	22	32	51	128	25.0%
宮之城屋地区	469	707	1,176	1,838	3,954	29.7%	豆漬	19	27	46	60	136	33.8%
虎居町	56	75	131	150	328	39.9%	布田	14	18	32	44	93	34.4%
東町	40	61	101	180	353	28.6%	あながわ	43	53	96	127	289	33.2%
西町	29	57	86	129	261	33.0%	田原	24	33	57	64	148	38.5%
轟原	75	128	203	403	790	25.7%	佐志区	232	324	556	679	1,423	39.1%
虎居馬場	20	28	48	61	136	35.3%	山崎麓	55	73	128	180	352	36.4%
西手	31	52	83	99	198	41.9%	山崎中	19	26	45	132	231	19.5%
上向	29	32	61	80	191	31.9%	荒瀬	41	55	96	91	165	58.2%
上向中	23	43	66	89	185	35.7%	山崎区	115	154	269	403	748	36.0%
虎居大角	17	22	39	40	92	42.4%	北原	33	39	72	85	182	39.6%
甫立	21	28	49	49	97	50.5%	大長	18	27	45	39	81	55.6%
海老川	12	21	33	26	51	64.7%	角郷	32	42	74	78	149	49.7%
日当瀬	8	11	19	22	48	39.6%	久富木町	11	13	24	20	47	51.1%
一ツ木	32	40	72	73	152	47.4%	大畝町	17	33	50	54	116	43.1%
下川口	17	23	40	34	66	60.6%	久富木区	111	154	265	276	575	46.1%
虎居区	410	621	1,031	1,435	2,948	35.0%	二渡町	30	38	68	64	139	48.9%
時吉新町	19	39	58	66	169	34.3%	二渡	56	74	130	121	214	60.7%
時吉中城	38	51	89	107	238	37.4%	須杭	43	73	116	111	223	52.0%
時吉区	57	90	147	173	407	36.1%	折小野	10	24	34	38	76	44.7%
船木東	51	62	113	199	395	28.6%	二渡区	139	209	348	334	652	53.4%
船木西	41	54	95	126	274	34.7%	白男川	46	74	120	120	239	50.2%
船木下	36	49	85	136	251	33.9%	浅井野	26	41	67	63	130	51.5%
旭	28	35	63	70	148	42.6%	白男川区	72	115	187	183	369	50.7%
船木区	156	200	356	531	1,068	33.3%	泊野高峰	17	15	32	36	87	36.8%
桜野上向江	16	22	38	47	82	46.3%	きらら	32	41	73	74	124	58.9%
桜野中間下	22	25	47	44	86	54.7%	泊野区	49	56	105	110	211	49.8%
桜野区	38	47	85	91	168	50.6%							
下平川	53	55	108	129	283	38.2%							
上平川	29	30	59	58	128	46.1%							
大薄下	26	42	68	68	138	49.3%							
大薄上	20	36	56	63	142	39.4%							
平川区	128	163	291	318	691	42.1%							

【鶴田・薩摩・施設等】

平成30年10月1日 現在

公民会名	65以上			世帯数	全体人口	高齢化率	公民会名	65以上			世帯数	全体人口	高齢化率
	男	女	合計					男	女	合計			
上場	6	7	13	15	25	52.0%	下手	42	61	103	89	182	56.6%
大平	10	10	20	17	39	51.3%	下中福良	15	25	40	41	85	47.1%
東	12	21	33	26	66	50.0%	求名町	30	43	73	96	207	35.3%
浦川内	9	14	23	22	47	48.9%	上中福良	18	19	37	50	126	29.4%
山神	9	7	16	15	25	64.0%	未栄の郷	28	39	67	56	109	61.5%
鶴田南	32	42	74	81	190	38.9%	下狩宿	15	27	42	42	74	56.8%
鶴田大角	13	19	32	40	89	36.0%	上狩宿	13	19	32	29	53	60.4%
上手町	9	19	28	26	56	50.0%							
東善寺	6	12	18	17	31	58.1%	熊田	13	20	33	41	89	37.1%
城内	8	14	22	25	51	43.1%	戸子田	23	29	52	74	141	36.9%
麓	11	20	31	39	83	37.3%	広橋	33	46	79	111	191	41.4%
東湯田原	27	40	67	90	209	32.1%	黒鳥	29	41	70	80	153	45.8%
鶴田区	152	225	377	413	911	41.4%	求名区	259	369	628	709	1,410	44.5%
湯田原	41	55	96	127	307	31.3%	別野	34	38	72	77	169	42.6%
櫃ヶ迫	28	28	56	65	148	37.8%	弓之尾	47	54	101	92	197	51.3%
大野	12	21	33	29	62	53.2%	尾原	34	53	87	106	246	35.4%
上下大迫	16	27	43	58	133	32.3%	武白猿	49	53	102	103	182	56.0%
高嶺	21	30	51	49	92	55.4%	北方町	15	32	47	52	113	41.6%
中間	16	25	41	50	92	44.6%	中津川区	179	230	409	430	907	45.1%
新田	12	16	28	30	71	39.4%	金山	22	38	60	58	97	61.9%
栗野	11	9	20	23	51	39.2%	新町	33	58	91	101	179	50.8%
柳野	3	5	8	8	17	47.1%	仕明	11	16	27	24	45	60.0%
大俣	11	13	24	22	48	50.0%	吉川	30	43	73	86	187	39.0%
神子区	171	229	400	461	1,021	39.2%	新岩元	22	20	42	38	86	48.8%
上川口	31	46	77	76	158	48.7%	駒ヶ段	2	1	3	7	9	33.3%
市場	15	33	48	63	139	34.5%	築平	26	35	61	57	115	53.0%
諏訪下	17	25	42	54	129	32.6%	下別府	4	8	12	14	27	44.4%
小路下手	20	25	45	49	116	38.8%	南川	25	37	62	59	105	59.0%
大願寺	47	63	110	114	247	44.5%	永野区	175	256	431	444	850	50.7%
下京・原	39	42	81	104	248	32.7%							
京・原	27	38	65	93	203	32.0%	地区別	65以上			世帯数	全体人口	高齢化率
種子田	29	35	64	64	138	46.4%		男	女	合計			
柏原区	225	307	532	617	1,378	38.6%	宮之城	2,152	3,071	5,223	6,843	14,164	36.9%
紫尾下	42	53	95	104	219	43.4%	鶴田	650	889	1,539	1,744	3,852	40.0%
紫尾中	30	36	66	75	176	37.5%	薩摩	613	855	1,468	1,583	3,167	46.4%
紫尾上	30	39	69	74	147	46.9%	施設等	45	188	233	279	279	83.5%
紫尾区	102	128	230	253	542	42.4%	合計	3,460	5,003	8,463	10,449	21,462	39.4%

資料：高齢者支援課(高齢者集計表)

(4) 介護保険の状況

平成29年度における要介護認定者は1,775人となっており、平成26年度の1,911人をピークに減少傾向にあります。また、区分別でみると、要介護1が363人と最も多く、次いで、要支援1及び要介護4が255人となっています。

【要介護認定者数の推移】

(単位:人)

区 分	4 期			5 期			6 期		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援1	310	286	271	270	255	241	265	255	255
要支援2	198	225	297	256	252	244	252	199	215
要介護1	296	278	256	310	309	353	359	368	363
要介護2	282	323	324	282	277	328	293	267	249
要介護3	280	240	259	269	279	240	246	230	231
要介護4	194	236	226	232	250	253	244	247	255
要介護5	192	242	250	250	263	252	241	213	207
計	1,752	1,830	1,883	1,869	1,885	1,911	1,900	1,779	1,775

資料:高齢者支援課



平成29年度における1人当たり給付費は1,586千円となっており、前年と比較して、減少しています。

【介護保険給付費決定額の推移】

(単位:千円)

区 分	5 期			6 期		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給付決定額	2,727,168	2,892,546	3,020,027	2,982,062	2,872,624	2,814,727
1人当たり給付費	1,459	1,535	1,580	1,570	1,615	1,586

資料:高齢者支援課

(5) 子どもの状況

18歳未満の人口は減少していますが、総人口も減少するために児童構成比は横ばい傾向にあります。

【児童人口の推移】

(単位:人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口	23,271	22,828	22,317	21,853	21,462
児童人口	3,279	3,177	3,080	2,993	2,919
未就学児(0～5 歳)	1,048	984	915	856	812
小学生(6～11 歳)	1,108	1,121	1,093	1,086	1,085
12～17 歳	1,123	1,072	1,072	1,051	1,022
児童構成比	14.1%	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%

資料:町民環境課(各年度10月住民基本台帳)

【合計特殊出生率の推移】

(単位:人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
さつま町	1.61	1.68	1.42	1.47	1.27	1.28
鹿児島県	1.64	1.64	1.63	1.62	1.70	1.68
全 国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料:子ども支援課

【出生数の推移】

(単位:人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
出生数	165	171	148	151	124	129

資料:子ども支援課

(6) 障がい者の状況

平成30年4月1日現在における身体障害者手帳所持者数は1,539人となっており、障がい種別でみると、肢体不自由が806人と最も多く、次いで内部障がい（414人）、聴覚障がい（206人）の順となっています。

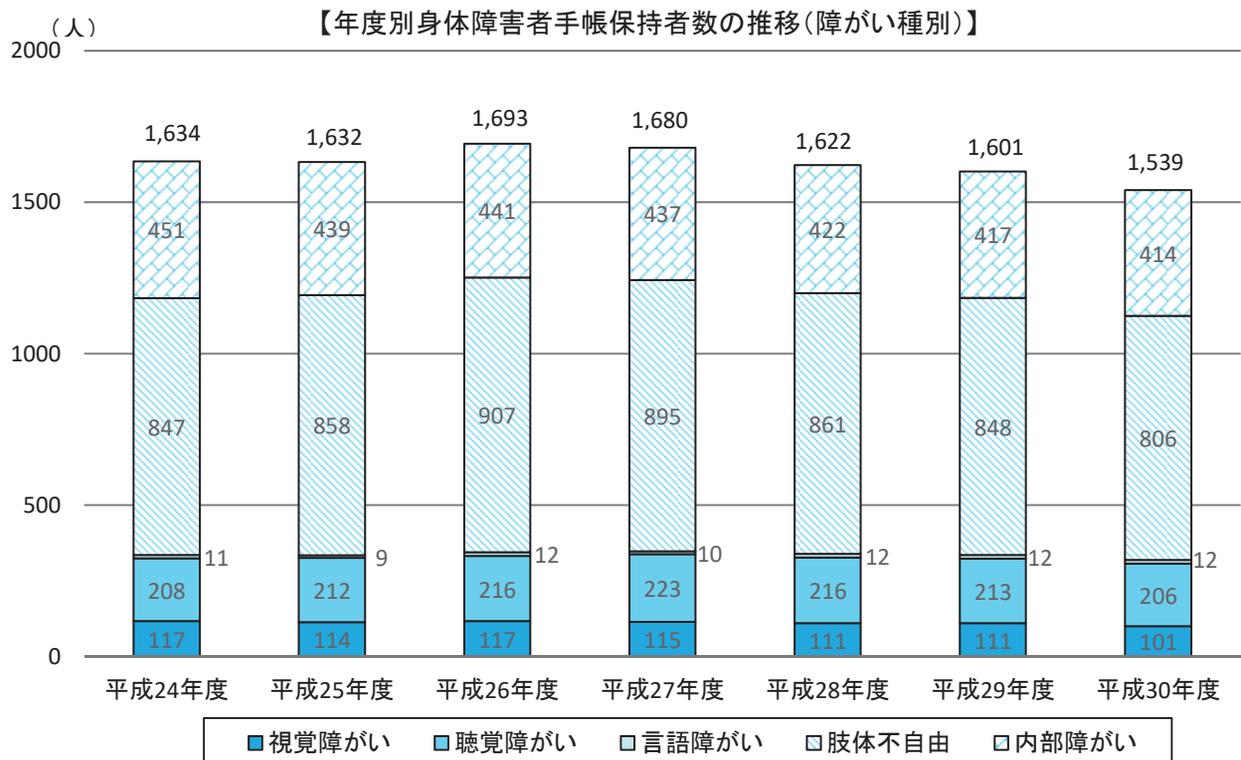
また、療育手帳所持者数は174人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は166人となっています。

【年度別身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)】

各年度4月1日現在

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
視覚障がい	117	114	117	115	111	111	101
聴覚障がい	208	212	216	223	216	213	206
言語障がい	11	9	12	10	12	12	12
肢体不自由	847	858	907	895	861	848	806
内部障がい	451	439	441	437	422	417	414
計	1,634	1,632	1,693	1,680	1,622	1,601	1,539

資料:保健福祉課(18歳未満の所持者も含む)



【等級別身体障害者手帳所持者数の内訳(平成 30 年度)】

平成 30 年 4 月 1 日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	38	26	7	8	15	7	101
聴覚障がい	2	32	33	73	1	65	206
言語障がい	1	2	4	5	0	0	12
肢体不自由	139	165	161	217	84	40	806
内部障がい	234	6	72	102	0	0	414
計	414	231	277	405	100	112	1,539

資料:保健福祉課(18歳未満の所持者も含む)

【年度別療育手帳所持者数の推移(等級別)】

各年度4月1日現在

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
A	0	0	0	0	0	0	0
A1	37	38	37	37	34	34	34
A2	27	28	32	31	31	31	30
B	2	2	3	3	3	3	3
B1	49	50	50	54	55	53	54
B2	19	20	26	35	38	47	53
計	134	138	148	160	161	168	174

資料:保健福祉課(18歳未満の所持者も含む)

【年度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】

各年度4月1日現在

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1 級	2	4	2	5	4	3	5
2 級	95	106	105	121	121	116	135
3 級	15	11	20	14	13	15	26
計	112	121	127	140	138	134	166

資料:保健福祉課(18歳未満の所持者も含む有効者)

(7) 生活保護の状況

生活保護世帯数は近年減少傾向にあり、人口に対する生活保護受給者数の割合（保護率）も減少傾向にあります。

【生活保護世帯数及び保護率の推移】

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)
生活保護	176	215	9.2	180	213	9.2	168	204	9.0

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯	被保護人員	保護率(%)
生活保護	162	192	8.6	154	181	8.3	151	176	8.2

資料: 鹿児島県北薩地域振興局

【生活保護支給額等の推移】

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)
生活扶助	1,695	2,078	91,172	1,675	2,021	89,052	1,557	1,940	84,019
住宅扶助	926	1,157	15,110	925	1,141	15,416	858	1,041	14,938
教育扶助	72	94	1,073	51	66	811	60	62	778
医療扶助	1,979	2,364	241,717	1,957	2,272	269,278	1,909	2,197	228,748
介護扶助	438	443	11,719	492	502	15,620	453	465	16,774
その他	4	4	714	7	7	701	4	6	119
合計	5,114	6,140	361,505	5,107	6,009	390,878	4,841	5,711	345,376

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)
生活扶助	1,489	1,810	79,519	1,445	1,706	79,243	1,431	1,691	76,077
住宅扶助	842	1,005	14,273	798	946	13,955	820	968	13,771
教育扶助	29	49	530	28	29	233	30	36	352
医療扶助	1,817	2,106	237,049	1,704	1,914	217,133	1,706	1,891	195,176
介護扶助	391	415	5,111	347	366	4,843	372	379	4,438
その他	35	40	1,317	39	40	1,639	36	36	1,090
合計	4,603	5,425	337,799	4,361	5,001	317,046	4,395	5,001	290,904

資料: 鹿児島県北薩地域振興局

【生活保護世帯の構成ごとの推移】

区 分	被保護世帯数	被保護者数	高齢単身者		高齢者2人以上		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯	
			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
平成24年度	176	215	69 (39.2%)	69 (39.2%)	10 (5.7%)	20 (11.4%)	2 (1.1%)	7 (4.0%)	27 (15.3%)	33 (18.8%)	55 (31.3%)	66 (37.5%)	13 (7.4%)	20 (11.4%)
平成25年度	180	213	87 (48.3%)	87 (48.3%)	9 (5.0%)	18 (10.0%)	3 (1.7%)	8 (4.4%)	24 (13.3%)	27 (15.0%)	44 (24.4%)	52 (28.9%)	13 (7.2%)	21 (11.7%)
平成26年度	168	204	81 (48.2%)	81 (48.2%)	8 (4.8%)	16 (9.5%)	2 (1.2%)	5 (3.0%)	23 (13.7%)	26 (15.5%)	37 (22.0%)	42 (25.0%)	17 (10.1%)	34 (20.2%)
平成27年度	162	192	84 (51.9%)	84 (51.9%)	8 (4.9%)	16 (9.9%)	1 (0.6%)	2 (1.2%)	24 (14.8%)	29 (17.9%)	29 (17.9%)	35 (21.6%)	16 (9.9%)	26 (16.0%)
平成28年度	154	181	84 (54.5%)	84 (54.5%)	9 (5.8%)	18 (11.7%)	3 (1.9%)	7 (4.5%)	21 (13.6%)	25 (16.2%)	23 (14.9%)	28 (18.2%)	14 (9.1%)	19 (12.3%)
平成29年度	151	176	90 (59.6%)	90 (59.6%)	7 (4.6%)	14 (9.3%)	4 (2.6%)	9 (6.0%)	19 (12.6%)	21 (13.9%)	19 (12.6%)	23 (15.2%)	12 (7.9%)	19 (12.6%)

資料：鹿児島県北薩地域振興局

(8) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の定数は95人（うち主任児童委員3人）であり、福祉に関する各種相談窓口をはじめとした地域に密着した活動を展開しています。

【民生委員・児童委員の活動件数】

(単位：件)

区 分	相談・支援活動					その他の活動						
	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計	調査・実態調査	行事・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民協運営・研修	証明事務	要保護児童の通告・仲介	計
平成23年度	3,024	243	406	842	4,515	2,685	2,369	2,371	1,365	230	6	9,026
平成24年度	3,013	185	398	1,023	4,619	3,156	2,151	2,281	1,430	166	15	9,199
平成25年度	2,390	167	365	813	3,735	3,591	2,024	2,320	1,517	108	13	9,573
平成26年度	2,695	254	535	856	4,140	3,711	2,247	3,061	1,392	158	14	10,714
平成27年度	2,529	231	186	691	3,637	3,944	2,131	2,925	1,344	123	14	10,481
平成28年度	2,513	171	145	749	3,578	4,635	1,953	2,892	1,541	231	2	11,254
平成29年度	2,598	193	278	935	4,004	3,550	2,225	3,335	1,469	140	4	10,723

資料：保健福祉課

(9) ボランティアの状況

町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録されているボランティアは、平成29年度35団体、登録人数1,195人です。

ボランティアに対するニーズに応じてコーディネートを行った回数は、平成29年度で11件となっています。

【ボランティア登録数の推移】※登録人数には重複登録者を含む。

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
登録団体	36	34	39	35	36	35
登録人数	1,059	902	1,129	1,157	1,149	1,195

資料:町社会福祉協議会

【ボランティア事業の実績】

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談件数	132	98	90	90	35	35
コーディネート件数	44	31	18	11	7	11

資料:町社会福祉協議会



2 地域福祉に関するアンケート調査の主な意見

地域福祉に関するアンケート調査からは、地域福祉を進めていくためには住民の助け合い・支え合いが重要であるとの認識があり、特に、近所関係を今後も重視していきたいと考えていることが挙げられます。

アンケート調査結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 住民の助け合い・支え合いについて

- ◆回答者の約4割が「自助・共助・公助」の言葉を認識しており、回答者の約5割が、地域での助け合い・支え合いの意識が広がっていると感じています。
- ◆回答者の約4割が、地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にすべきであると考えています。
- ◆地域での助け合い・支え合いの輪を広げていくために、主に次のことが必要であると感じています。
 - ①気軽に相談できる体制をつくること
 - ②住民同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深めること
 - ③住民自らが普段から地域とのつながりを持つよう心がけること
 - ④支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること

(2) 近所付き合いについて

- ◆4割を超える回答者がお互いに訪問し合ったり、何か困ったときに助け合えるような近所付き合いをしており、8割を超える回答者が近所付き合いが地域の暮らしやすさに影響すると考えています。
- ◆ほとんどの回答者が、近所との関係を今後とも重視していきたいと考えています。

(3) 地域活動について

- ◆回答者の約6割が、地域活動について、積極的もしくはできる範囲で参加したいと考えています。
- ◆参加したい地域活動では、「公民会活動」、「健康づくり、スポーツ支援活動」、「高齢者支援活動」や「環境美化・環境保護活動」が挙げられました。
- ◆地域活動に参加する上で支障になっていることとして、「忙しくて時間がとれない」や「健康や体力に自信がない」が挙げられました。

(4) 地域での暮らしについて

- ◆7割を超える回答者が、地域で安心して暮らせると感じており、さつま町に今後も住み続けたいと考えています。
- ◆さつま町に今後も住み続けるにあたって、主に次のことが心配であると感じています。
 - ①病院への通院
 - ②買い物
 - ③田畑の管理
 - ④住居の管理（老朽化）
 - ⑤災害対策

(5) さつま町社会福祉協議会について

- ◆町社会福祉協議会が実施する事業では、高齢者ふれあい・いきいきサロン事業、訪問介護事業や福祉給食サービス事業などの認知度が高いです。しかし、次の事業については、認知度が低い傾向にありました。
 - ①くらし・しごとサポートセンター
 - ②生活福祉資金貸付事業
 - ③移動支援事業
 - ④法外援護資金貸付事業
- ◆町社会福祉協議会に拡充を望む事業として、主に次のものが挙げられました。
 - ①福祉に関する総合的な相談窓口
 - ②独居高齢者の支援制度
 - ③地域での見守り・支え合いの推進
 - ④移動の困難な方の支援
 - ⑤福祉に関する情報提供活動



3 地域福祉座談会の主な意見

地域福祉座談会では、高齢者の生活支援、移動支援や世代間交流などに関し、様々な意見がありました。今後、地域福祉を進めていくためには、個人や民生委員・児童委員などの取り組みだけに終わらせず、公民会を中心とした地域全体の取り組みにすること、また、地域における支援の仕組みづくりが重要であるということにまとめられます。

地域福祉座談会における意見の概要は、以下のとおりです。

(1) 高齢者に対する見守り・声かけ活動について

- ◆自助・共助・公助というが、近所が一番大事である。
- ◆地域福祉は、民生委員・児童委員など特定の委員だけが取り組むのではなく、公民会長を中心に公民会全体で取り組んでいくことが重要である。
- ◆見守り支援の範囲が広すぎて、区全体として活動することが難しい場合があり、公民会単位での対応が必要となる場合もある。

(2) 高齢者に対する生活支援について

- ◆ごみ出し・草払い・掃除・電球交換・粗大ごみの処理・ハチの巣駆除など、生活支援の内容は多岐にわたっている。
- ◆地域に買い物の場所がないなど、買い物に困っている人が多くなっており、移動販売車についてもすべての地域が対象となっているわけではない。
- ◆ごみステーションまでのごみ出しが難しいなど、ごみ出しについて課題が多くなっており、資源ごみの仕分けについての相談も多くなっている。
- ◆支援活動に取り組んでいる人自体が高齢化しており、若い世代の参加や支援の仕組みづくりが重要である。

(3) 高齢者に対する移動支援について

- ◆要介護認定者を対象とした介護タクシーは運行台数に限りがあるため、すべてのニーズに答えられていない。
- ◆ドアツードアの乗り合いタクシー制度は行きは利用しやすいが、帰りは希望した時間に利用できない場合がある。
- ◆病院送迎がない場合は、病院までの移動手段の確保が必要である。
- ◆免許返納後の移動手段の確保が課題である。

(4) 認知症対策について

- ◆認知症の疑いのある人が多くなっており，高齢者の認知症であれば，踏み込んだ接し方ができるが，若年者の場合は接し方が難しい。
- ◆本人が認知症を認めない場合に，どのように支援していいか対応が難しい。

(5) 高齢者ふれあい・いきいきサロン(以下、「高齢者サロン」という。)等について

- ◆高齢者から，話し相手が欲しい，お茶飲み場が欲しいなどの声がある。
- ◆高齢者サロンへの参加は女性が中心で，男性の参加が少ない。
- ◆高齢者サロンに参加したことがない人に対し，どのように勧誘すれば効果的か分からない。

(6) 子ども・子育て支援，世代間交流について

- ◆小学校と地域とのふれあいの場があり，昔遊びや給食など交流を図っている。
- ◆子どもの居場所として，学童保育も増えてきている。
- ◆民生委員・児童委員と学校との連携が重要である。

(7) 情報共有，情報交換などについて

- ◆公民館に福祉部を設置し活動した方が，個人で活動するより動きやすい。
- ◆介護保険の申請状況，要介護度の変更や担当ケアマネジャーなど，民生委員・児童委員などの活動にあたり教えてほしい。
- ◆先進的な地域活動に取り組んでいる団体との情報交換の場が欲しい。
- ◆高齢者サロンを設置したい場合，どこに相談していいか分からない。
- ◆回覧板や防災マップなどは文字を大きくしたり，分かりやすくしてほしい。



4 福祉施設ヒアリング調査の主な意見

福祉施設ヒアリング調査では、主な意見として、福祉人材の不足が指摘され、その解決策として、魅力的で働きやすい環境づくりを進めていくとともに、福祉の魅力を発信していくことが必要であることが挙げられました。

また、子ども・子育て支援に関して、放課後児童クラブなど、子どもの保育サービスの充実は図られてきたものの、新たな課題として、心身の成長や発達が気になる子どもが増えており、その支援強化が必要との意見がありました。

ヒアリング調査結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 福祉の担い手について

- ◆高齢者福祉、障がい者福祉の分野において、若い世代の離職、職員の固定化や高齢化が進む一方で、採用募集への応募が少なくなっているなど、人材不足が喫緊の問題となっている。
- ◆教育機関・行政・福祉関係団体が一体となって、福祉の魅力を発信していくとともに、福祉現場においても、魅力的で働きやすい環境づくりを進めていく必要がある。

(2) 高齢者に対する移動支援について

- ◆買い物や通院など、高齢者の日常的な移動について、町内においても地域間で交通格差が生じている。要介護認定者を対象とした介護タクシーやドアツードアの乗り合いタクシー制度などがあるが、高齢者が不自由なく利用できるまでには至っていない。
- ◆公共交通システムに関する周知徹底と利用促進を図るとともに、近所の方の車などに同乗するなど、地域での助け合い・支え合いが必要となっている。

(3) 障がい者の自立した生活について

- ◆施設入所又は入院中の障がい者が地域で自立した生活を送るための地域移行の基盤整備について、緊急時の居場所確保や住居となるグループホーム等の整備、道路や建物のバリアフリー化などの環境整備が進んでいない。
- ◆障がい者の受け入れにあたり、地域の理解が十分でない。
- ◆障がい者の社会参加の促進にあたり、町内には就労継続支援（A型）施設が2か所、就労継続支援（B型）施設が1か所しかなく、障がい者の働く場が少ない。

(4) 子どもの環境について

- ◆子どもの保育サービスや放課後児童クラブの充実が図られ、乳幼児から児童期までの地域における子育て環境は充実してきている。
- ◆コミュニケーションが上手くとれない、落ち着きがないなど発達が気になる子どもに対して、受入体制が不足している。
- ◆保育所と発達支援事業所、行政など関係機関との連携を強化するとともに、心身の成長や発達に気になる子どもが日常生活や社会生活をスムーズに送るための支援体制を強化していくことが必要である。

(5) 福祉サービス事業者間の連携強化について

- ◆福祉サービスや業務が複雑化し、事業者間の連携不足や、地域における福祉課題が十分に共有されないことが危惧される。
- ◆地域の様々な福祉課題を解決するためには、事業者間の連携・協力により、福祉課題を共有し、解決力を強化することが不可欠である。

(6) 福祉サービス事業者の経営状況について

- ◆福祉サービス事業者は、サービス利用者に対し、良質なサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められるが、近年、介護報酬改定や事業者間の競争の激化などを受け、経営が厳しくなっている。
- ◆福祉サービス事業者が、安定した経営を行っていくためには、事業者の自助努力による自立した法人経営を行っていくとともに、利用者を選択されるような質の高いサービスを効率的に提供することが重要である。



5 さつま町の地域福祉の課題

本町が取り組むべき地域福祉の課題として、「地域福祉に関するアンケート調査」、「地域福祉座談会」、「福祉施設ヒアリング調査」の実施結果から、次のような課題が見えてきました。

(1) 地域住民の関係づくりと支え合い機能の向上

少子高齢化、核家族化の進行、プライバシー重視などの風潮は、住民同士のつながりを弱め、結果として地域の支え合い機能の低下を招いたといえます。

また、このような状況の中、社会情勢の変化や経済的要因などから、生活困窮、孤立死、自殺、高齢者・障がい者・子どもの虐待など、地域における課題が多様化しています。

特に、高齢者のみの世帯にとっては、市街地近辺と周辺部との地域間で生じている、買い物や通院などの生活・交通格差のほか、日々の生活における、食事、掃除やごみ出しなどが深刻な問題となっています。

このような問題に対しては、行政が提供する公的サービスのほか、地域の支え合い、区公民館、公民会や高齢者サロン等の地域活動団体の取り組みが重要です。

地域の主体的な取り組みを基本として、地域・住民・企業・行政・町社会福祉協議会その他公的機関などが連携して、生活支援・移動支援について考えていく必要があります。

「地域活動団体」について

本計画において、「地域活動団体」とは、地域福祉活動や健康増進活動などに取り組む団体で、主に次の団体のことをいいます。

区公民館、公民会、地区社会福祉協議会、高齢者サロン、高齢者クラブ、社会福祉団体（身体障害者福祉連絡協議会など）、ボランティア団体やNPO、子ども会、PTA、育児サークル、趣味や娯楽のサークル など

(2) 地域を基盤とする包括的支援の強化

子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居（いわゆる 8050 問題）など、複数の課題を同時に抱えるケースや、現行制度では解決が難しい課題など、個人や家族が抱える課題が複雑化しつつあります。

また、認知症やひとり暮らしの高齢者、障がい者の増加が見込まれ、何らかの事情により判断能力が十分でない状態になっても、安心して暮らせるよう、高齢者や障がい者の権利を守る取り組みや虐待に対する取り組み、特に、時代の要請として、権利擁護に関する取り組みの重要性は年々高くなり、対応が求められています。

このような課題に対して適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合い、行政による公的支援、町社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの民間支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

(3) まちのみんなで子育て応援

少子化や核家族化などの影響による地域の連帯感の希薄化、保護者の孤立化などが顕在化しています。

このため、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していく体制づくりを推進していく必要があります。

(4) 地域で活躍する人材の育成

地域の支え合い活動は、公民会の役員、民生委員・児童委員や地域支え合い推進員などを中心に行われています。しかし、地域の福祉課題は多様化し、いわゆる「支える側」頼みの支え合いでは、いずれ限界を迎えてしまいます。

これからは、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識をもち、「支える側・支えられる側」という関係を超えて支え合い活動に参加するとともに、支え合い活動をリードする人材の発掘・育成が求められています。

一方、高齢者福祉、障がい者福祉の現場においては、そのサービス提供側の担い手不足、固定化、高齢化が見られます。働き先として福祉分野を選択しない、いわゆる「福祉離れ」が現実として起こっています。

今後は、教育機関・行政・町社会福祉協議会・福祉サービス事業者などが一体となって、福祉の魅力を発信していくとともに、福祉の現場においても、魅力的で働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(5) 区公民館、公民会及び地区社会福祉協議会との連携

町内の地域活動は、区公民館・公民会を中心に展開されてきました。

今回のアンケート調査結果によれば、地域活動への参加意向について、回答者の約3割が「あまり参加したくない」、「参加しない」、「わからない」と回答しており、「忙しくて時間がとれない」、「健康や体力に自信がない」、「興味の持てる活動が見つからない」などの理由により、参加に支障をきたしている実態があります。高齢化等の進行により、地域の担い手が総じて高齢化している状況もありますが、活動時間の短縮化や活動内容の積極的な情報発信など、だれもが気軽に参加できるような工夫を行い、今後の地域福祉の推進にあたっては、区公民館、公民会及び地区社会福祉協議会と連携していくことが求められています。

また、区公民館においては、引き続き福祉部の設置を推進するとともに、既に設置している区公民館においては、福祉部と地区社会福祉協議会との連携又は一体感が求められます。

※福祉部については、第6章 資料編を参照。

(6) 地域ごとの課題に応じた対応

本町は県北西部に位置し、北には紫尾山（標高 1,067m）があり、ここから分岐する山々に囲まれた盆地です。

また、面積は東西 27.3 km、南北 22 kmの範囲におよび、その中に集落が点在しています。

町の高齢化率は 38.9%（施設を除く）で、公民会ごとでみた場合は、高いところで 68.7%、低いところで 11.4%となり、地域福祉の担い手などの人的資源、地理的要因による買い物弱者や交通弱者など「地域力」に差が生じています。

このため、画一的なサービスの提供ではなく、関係課や関係機関などと情報を共有しながら、地域ごとの課題に応じた施策の展開が求められています。

以上の課題を踏まえながら、本町が地域福祉を推進していくにあたり、重要な視点として、次の4項目に整理することができます。

生活支援

移動支援

人材確保

情報発信

6 「近所付き合い」を「近助」に

「地域福祉に関するアンケート調査」、「地域福祉座談会」では「近所付き合い」や「近所」の大切さに関する回答・意見がありました。

地域福祉では、「自助」、「共助」、「公助」について考えますが、特に、地域を中心とした相互扶助「共助」の推進にあたり、「近所」は重要な要素です。

近所について考えるとき、すぐ近くに隣家がある、自宅の周りにそもそも家がない、家があっても空き家であったりなど、近所に対する捉え方が地域や個人で異なります。そのため、本町の地域福祉計画においては、このような「距離的近所」だけでなく、困ったときに相談したり、頼ることができる人などの「精神的近所」も含めた「近所」と定義します。

そして、この定義に基づく「近所付き合い」を「自助」、「共助」、「公助」に続く助け合い・支え合い、「近助」として位置づけ、次章で述べる基本理念を補完するものとしします。

自 助

共 助

公 助

近 助

《近助とは？》

「向こう3軒両隣」的な距離的近所だけでなく、精神的な拠り所、精神的近所も含めた「近所付き合い」を「近助」として、本計画書において、その活動や考えを述べる際に用います。

「近助」という言葉には、「社会的孤立をなくしたい」、「一人ぼっちをつくらない」、このような思いを込めています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町の地域福祉を取り巻く状況，これまで地域福祉を進めてきた中で生じた取り組むべき課題，国等における地域福祉に関する取り組みの方向などから見えてきた新たな課題などを踏まえ，本計画における基本理念を「一人ひとりが主役 共に支え合い，安心して暮らせるまちづくり」と定めます。

さらに，本町の地域福祉の推進にあたっては，基本理念を補完する要素として前章で新たに位置づけた「近助」を念頭に置き，スローガンを「広げよう『近助』の輪 おこそう地域福祉の風」と定めるものとします。

[基本理念]

一人ひとりが主役 共に支え合い，
安心して暮らせるまちづくり

[スローガン]

～広げよう「近助」の輪 おこそう地域福祉の風～



2 計画の基本目標

基本理念の「一人ひとりが主役 共に支え合い，安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて，本計画の最終年度である2023年度（平成35年度）までに達成すべき事項を基本目標として掲げ，基本目標の達成に向けて，各施策を展開していきます。

本計画における基本目標を，次のとおり定めます。

【基本目標1】

お互いが見守り，支え合い，つながる「地域」づくり

【基本目標2】

だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

【基本目標3】

地域に関心を持ち，行動できる「人材」づくり

目標達成!

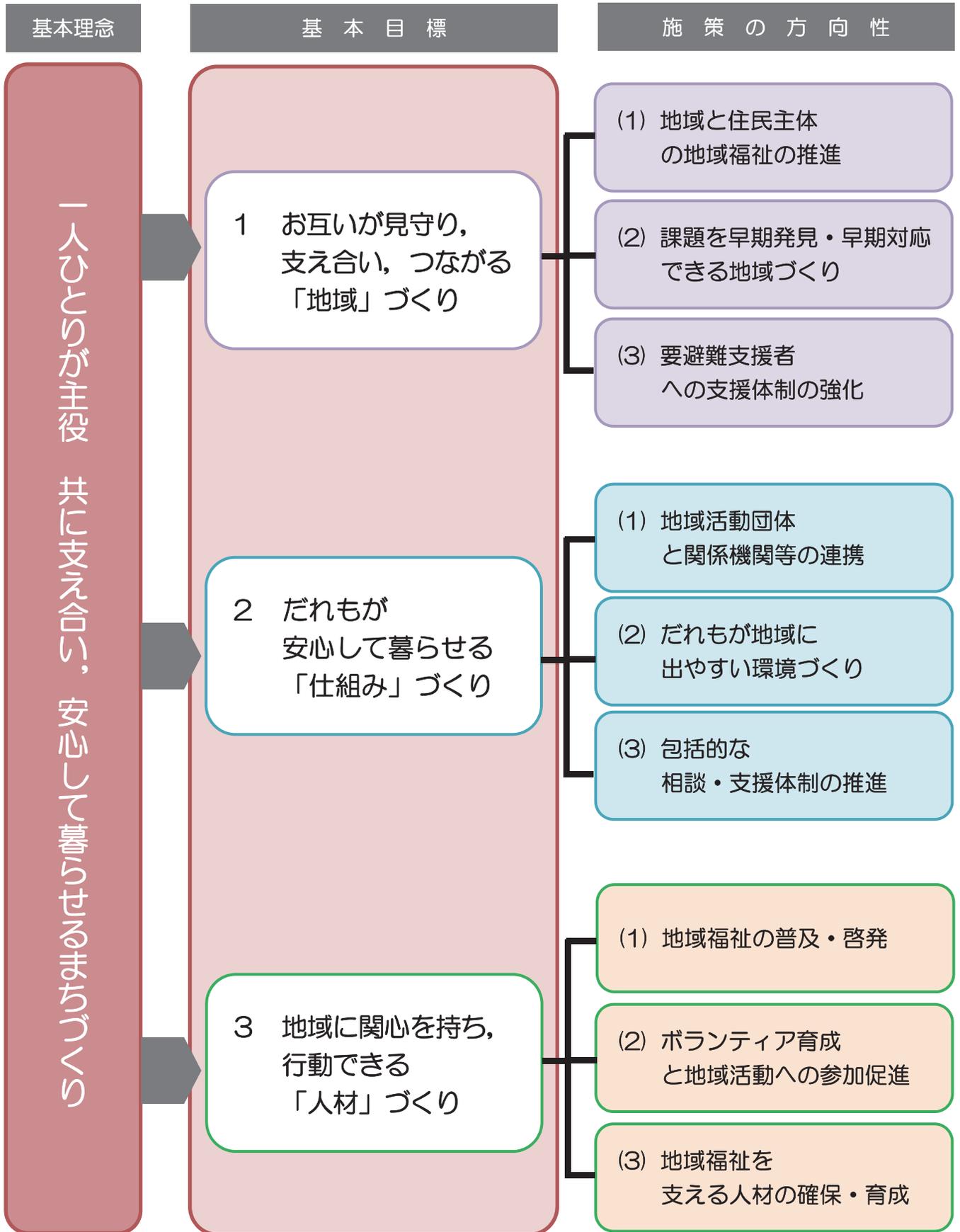


基本目標1	お互いが見守り，支え合い，つながる「地域」づくり
<p>同じ地域に住む住民相互の顔が見える関係をつくり，見守りや支え合い，困ったときに助け合うことができるよう，様々な地域活動を促進し，支え合いの地域づくりを進めます。</p> <p>＜施策の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域と住民主体の地域福祉の推進 (2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり (3) 要避難支援者への支援体制の強化 	
<p>【自助：町民】日頃からの近所付き合いを大切にする</p> <p>【共助：地域】多様な活動主体が地域課題の把握と地域活動の促進に努める</p> <p>【公助：行政】地域活動団体間の連携・取り組みを支援する</p>	

基本目標2	だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり
<p>支援を必要とする高齢者・障がい者・生活困窮者・子育て世帯などをはじめ，だれもが安心して暮らせるよう，必要な福祉サービスを選択でき，適切に利用できるような仕組みづくりを進めます。</p> <p>＜施策の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動団体と関係機関等の連携 (2) だれもが地域に出やすい環境づくり (3) 包括的な相談・支援体制の推進 	
<p>【自助：町民】福祉サービスの情報取得に努め，必要な福祉サービスを利用する</p> <p>【共助：地域】地域活動団体と関係機関等の連携強化を図る</p> <p>【公助：行政】地域包括ケアシステムの深化・推進，権利擁護センター設立，交通格差の解消</p>	

基本目標3	地域に関心を持ち，行動できる「人材」づくり
<p>町民一人ひとりが，自分の住む地域及び地域福祉に関心を持つように普及・啓発を進めるとともに，地域活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。</p> <p>＜施策の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の普及・啓発 (2) ボランティア育成と地域活動への参加促進 (3) 地域福祉を支える人材の確保・育成 	
<p>【自助：町民】地域福祉への関心を持つ，地域活動へ積極的に参加する</p> <p>【共助：地域】住民への活動周知・参加呼びかけを行う</p> <p>【公助：行政】町民へ地域福祉に関する情報提供や活動機会・学習機会を提供する</p>	

3 計画の体系



施策の展開

スローガン

- ① 支え合う地域づくりに向けた支援
- ② 各種サロン活動の支援

- ① 地域における見守り体制の充実・強化
- ② 「気づき」を共有する場づくりの支援
- ③ 認知症施策に関する普及・啓発及び支援体制の充実・強化

- ① 要避難支援者の把握
- ② 災害時における要避難支援者への支援体制の強化

- ① 民生委員・児童委員等との連携強化
- ② 地域生活支援団体の設立支援

- ① 住民相互が気軽に集える場の拡充
- ② 移動困難者に優しい移動ネットワークの確立

- ① 権利擁護センターの設立
- ② 立場や分野を超えた取り組みの推進
- ③ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援・就労支援の推進

- ① 地域福祉の情報発信
- ② 地域福祉を体験する機会づくりの推進

- ① 社会参加の推進
- ② ボランティア育成・活動支援の充実

- ① 公民会長、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員等の活動環境の整備
- ② 地域福祉を推進するコーディネーターとなる人材の確保・育成
- ③ 専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

広げよう「近助」の輪 おいそごう地域福祉の風

第4章 施策の展開

1 お互いが見守り，支え合い，つながる「地域」づくり

(1) 地域と住民主体の地域福祉の推進

地域住民間のつながりの希薄化に伴い，個人や家族が抱える困りごとが潜在化することがあります。この対策として，公民会をはじめとする地域活動団体の支援や，高齢者サロンなど地域住民が相互に交流できるような場づくりを行い，地域における住民相互の支え合いの力を育むことが重要です。

そのため，引き続き地域福祉に取り組む団体の活動支援を進めるとともに，支え合いの地域づくりに向け，新たな地域福祉への取り組みを始めやすい環境整備に努め，地域と住民主体の地域福祉を目指します。

施策の展開

① 支え合う地域づくりに向けた支援

支え合う地域づくりに向け，地域活動団体による住民相互のつながりや支え合いを広げる取り組みに対し，先進事例に関する情報提供などの支援に努めます。

② 各種サロン活動の支援

地域での「ふれあい」や「生きがい」を感じることができる場が必要です。

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者・障がい者・子育て世帯なども含むすべての方が，地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう，各種サロン活動の支援に努めます。



(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

孤立死、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待・差別及び認知症の方の徘徊など地域で起こりうる様々な問題の予防策や、早期発見・早期対応することで被害の拡大を防ぐなど、専門機関にかかる前に解決できる地域の実現を目指します。

施策の展開

① 地域における見守り体制の充実・強化

孤立死・ひきこもりなど、社会的な孤立が引き起こす様々な問題を発生させないための予防や、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待・差別、DVなどの被害を拡大させないための早期発見・早期対応には、地域における見守り体制が不可欠です。

公民会長、民生委員・児童委員、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、地域を見守る事業者などの連携により、地域における支え合い・見守り体制の充実・強化に努めます。

② 「気づき」を共有する場づくりの支援

地域内そして地域と町社会福祉協議会などと情報を共有することで、効果的な見守り活動を行うことができます。

住民相互のつながりを作る力や地域課題を住民間で認識・解決する力を育み、住民がもつ見守り情報を有効に活用するため、「支え合いマップ」づくりなど日常の「気づき」を共有する場づくりの支援に努めます。

③ 認知症施策に関する普及・啓発及び支援体制の充実・強化

住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識や情報の普及・啓発を実施し、地域での見守りを進めるとともに、早期に支援できるよう、町地域包括支援センターなどを軸に支援体制の充実・強化に努めます。



(3) 要避難支援者への支援体制の強化

災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが必要です。地域において要避難支援者の把握を引き続き進めるとともに、防災訓練を行うなど、各地域における避難支援体制の強化を目指します。

施策の展開

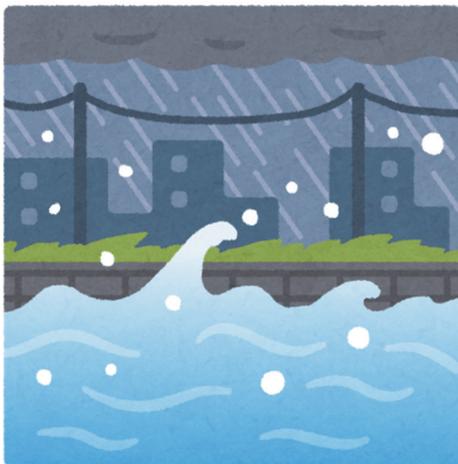
① 要避難支援者の把握

地域における災害時要援護者の把握への理解を促進し、地域における防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が、円滑に行われるような環境づくりに努めます。

② 災害時における要避難支援者への支援体制の強化

災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、公民会長、民生委員・児童委員、関係機関などとの連携を強化して、地域の避難支援体制づくりの支援に努めます。

また、災害時要援護者及びその支援に対する理解を深めるため、公民会長等をはじめとした町民への普及・啓発に努めます。



2 だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

(1) 地域活動団体と関係機関等の連携

地域には、区公民館、公民会、高齢者サロンや子ども会など、様々な地域活動を行う団体があります。

これらの地域活動団体の活動を支援しつつ、地域活動団体と関係機関等との更なる連携を図ることで、地域で支援を必要とする人に対する助け合い・支え合いの輪を広げ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域の実現を目指します。

施策の展開

① 民生委員・児童委員等との連携強化

地域活動団体のうち、区公民館・公民会は、これまでも地域福祉を担ってきた中心的団体であり、地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で、今後その役割は更に重要なものとなります。

地域の民生委員・児童委員や地域支え合い推進員などとの協働により、地域福祉活動を継続・発展していけるよう支援に努めます。

② 地域生活支援団体の設立支援

地域において、買い物弱者に対する支援、家屋周辺の草払いやごみ出しなど高齢者等の困りごとに対応するために設立された「地域生活支援団体」について、その取り組み等を住民に周知するなど活動の支援に努めます。

また、新たに設立しようとする地域には積極的に情報提供をするなど設立支援に努めます。



(2) だれもが地域に出やすい環境づくり

住民が様々な地域活動を進めていく上で気軽に集える場の拡充と、公共交通機関の事業縮小、高齢ドライバーの免許返納などにより、地域で生じている交通格差や移動困難者について、住民が町内を安心して移動できるよう格差解消を目指します。

施策の展開

① 住民相互が気軽に集える場の拡充

高齢者サロンなどの地域活動団体が自主的な活動を行う場合、住民が相互に気軽に集える場の存在はとても重要です。町社会福祉協議会などと連携して、集える場の拡充に努めます。

② 移動困難者に優しい移動ネットワークの確立

地域には、高齢者や障がい者の方など、移動が困難となり、社会生活や地域での交流が阻害されている人がいます。

このような方の移動を支援し、地域で自分らしく生き、社会参加の機会を確保することが必要です。町社会福祉協議会や事業者などの連携により、交通格差の解消及び移動困難者の移動手段の確保に努めます。



(3) 包括的な相談・支援体制の推進

地域において、個人や家族が抱える多様で複合的な課題については、福祉分野だけでなく、医療や保健、産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

そのため、地域包括ケアシステムによる分野横断的な多機関協働の取り組みを推進するとともに、制度の狭間の方に対しては、関係機関との連携等により支援し、また、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方が地域で安心して暮らせるように、成年後見制度等の普及・啓発を図りつつ、権利擁護センターの設立を目指します。

施策の展開

① 権利擁護センターの設立

認知症、知的障がい及び精神障がい等のために、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するために、成年後見制度等の普及・啓発を進めるとともに、町社会福祉協議会及び関係機関と協議、連携しながら権利擁護センターの設立に努めます。

② 立場や分野を超えた取り組みの推進

だれもが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、福祉分野に留まらず、多岐にわたる困りごとを受け止めることができる相談員の育成や、地域の身近なかかりつけ医・薬局等による見守りの推進、また、あらゆる地域資源を活用しながら、分野横断的な視点をもって、既存の仕組みの充実や新たな支援体制の構築に努めます。

③ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援・就労支援の推進

生活困窮者、ひとり親家庭、ニート・ひきこもりの若年者など、自立を促す必要がある方に対して、相談支援体制の更なる充実を図るとともに、鹿児島県北薩地域振興局、さつまぐらし・しごとサポートセンターや鹿児島県居住支援協議会などのほか、地域における関係機関等とのネットワークを強化することで、自立に向けた生活支援・就労支援に関する包括的な支援に努めます。

3 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり

(1) 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を支えるのは町民一人ひとりの気持ちと行動です。地域福祉を考えると、ある場面では支える側になり、ある場面では支えられる側になるという、双方の側面があることを考える必要があります。だれもが地域の一員であるという認識が広がるよう、町民へ働きかけながら、地域福祉の浸透を目指します。

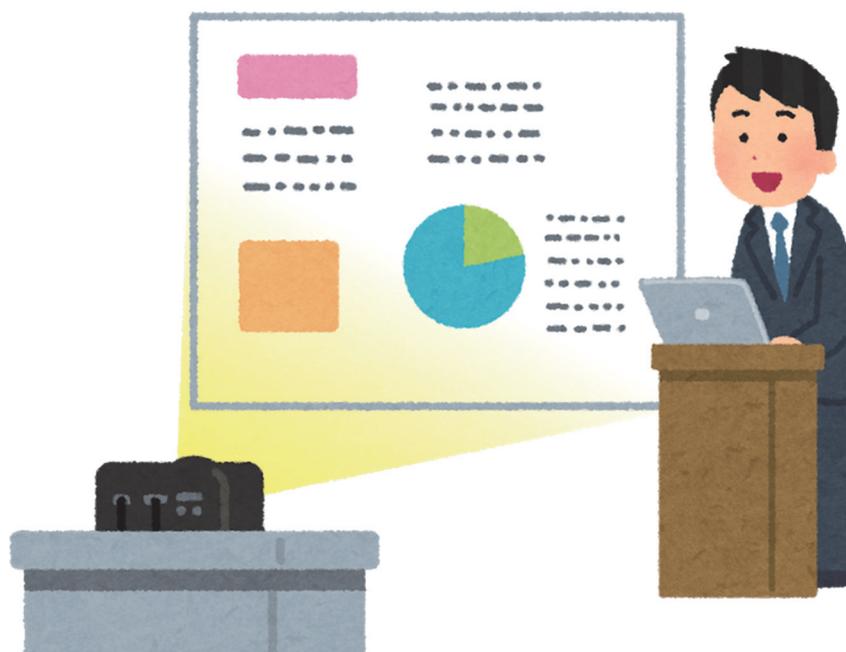
施策の展開

① 地域福祉の情報発信

本町が行う各種行事や地域福祉に関連するイベント等を通じて普及・啓発を行い、町民の地域福祉に対する意識向上に努めます。また、広報誌やホームページなどを活用するほか、地域の集会等を利用して、積極的な情報発信に努めます。

② 地域福祉を体験する機会づくりの推進

地域福祉を推進する上で、将来の担い手として期待される若年層の地域福祉への関心を高めるために、地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会づくりに努めます。



(2) ボランティア育成と地域活動への参加促進

福祉課題が多様化し、様々な支援を必要とする人が増加する中、地域においては多様な担い手が求められています。社会参加や交流活動を通じて、社会貢献に対する意欲や生きがいを感じられるよう、ボランティア活動や地域活動の担い手を育成し、これらの活動への参加促進を目指します。

施策の展開

① 社会参加の推進

高齢者の社会参加・社会貢献に対する意欲を尊重し、ボランティア活動へ参加するためのきっかけづくりや地域活動団体への参加促進に努めます。

また、障がい者の方が進んで社会活動ができるように、必要な支援体制の充実に努めます。

② ボランティア育成・活動支援の充実

支援を必要とする高齢者・障がい者・生活困窮者・子育て世帯などの状況を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高める研修・講座等を実施し、福祉課題を解決する地域福祉の担い手としてボランティア育成に努めます。

また、町社会福祉協議会などとの連携を進め、幼少期からのボランティア教育、ボランティアに関する情報提供及び講座の実施など、人材育成から活動の活性化につながるような支援に努めます。



(3) 地域福祉を支える人材の確保・育成

福祉課題が多様化し、様々な支援を必要とする方が増えている状況において、専門性を持った福祉人材の存在はとても重要となります。地域の担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の確保・育成を目指します。

施策の展開

① 公民会長、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員等の活動環境の整備

地域福祉を支える身近な存在として、公民会長、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員等の活動は大変重要です。様々な支援を必要とする方が増加する中、公民会長、民生委員・児童委員、地域支え合い推進員等がやりがいを持ち、地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備に努めます。

② 地域福祉を推進するコーディネーターとなる人材の確保・育成

地域福祉では、地域の課題やニーズを発見し、地域資源（人・場所・情報など）をつないでいく、コーディネーターとなる人材の役割が重要になります。

地域福祉のコーディネーターとなりうる人材について、町全体で活動する専門性の高い人材と、地域に密着して活動する地域人材について、適切な配置に努めます。

③ 専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

支援を必要とする高齢者・障がい者・生活困窮者・子育て世帯などが増加する状況において、サービスを提供する側の人材不足が懸念されます。

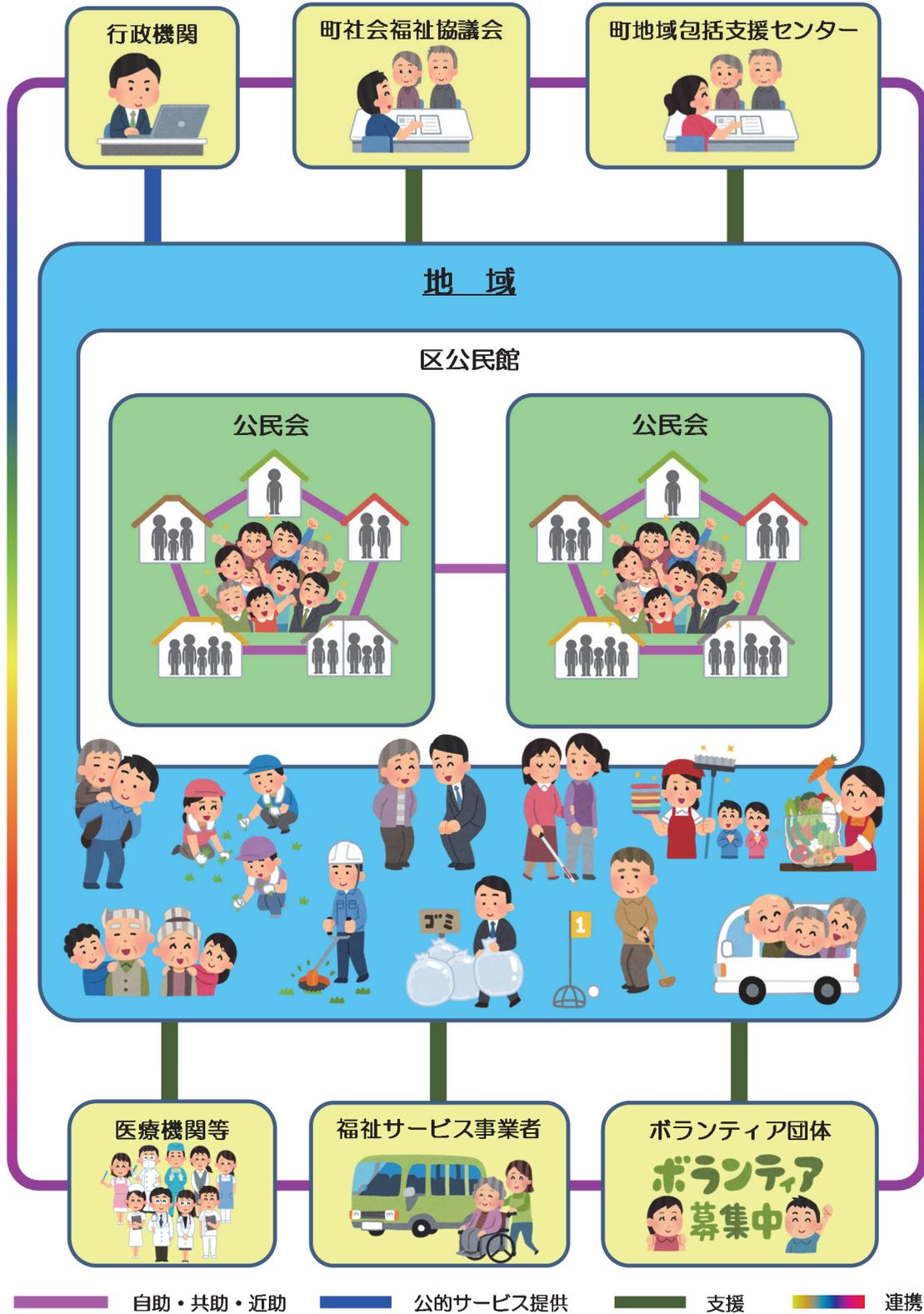
町社会福祉協議会や町内事業者等との連携のもと、専門性の高い福祉人材を育成するため、知識・技術等を習得することへの支援や、町内事業者の人材確保に向けた取り組みへの支援に努めます。



第5章 計画の推進

1 地域福祉の推進イメージ

地域福祉の推進イメージは以下のとおりとなります。



2 地域福祉の担い手ごとの役割

地域福祉は、行政の取り組みだけでは推進することはできません。

本計画の理念・目標を達成するためには、町民、区公民館・公民会、町社会福祉協議会、福祉サービス事業者などの地域福祉の担い手が、それぞれにおいて主体的・積極的に取り組み、連携・協働しながら計画の実現に向けた取り組みを進めることが重要になります。

(1) 町民の役割

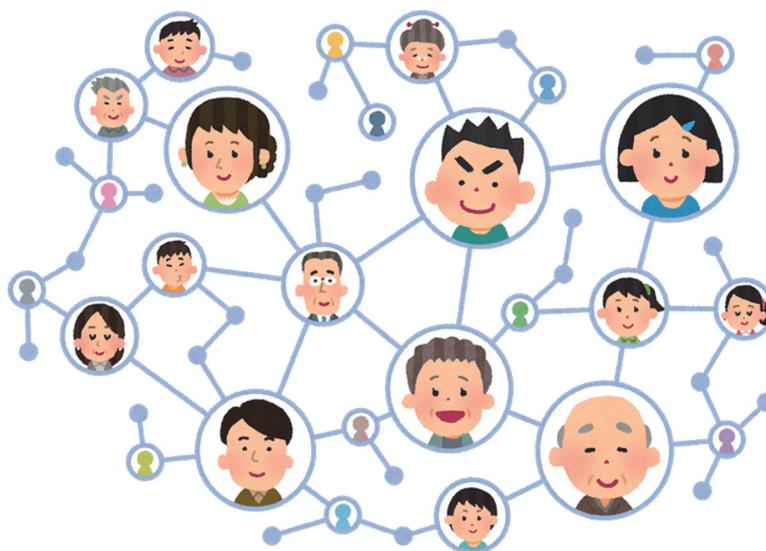
町民一人ひとりが、「近助」を念頭に置きつつ、地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持ち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会貢献活動に積極的かつ主体的に参加したり（自助）、公民会や隣近所などと協働しながら（共助）、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

(2) 区公民館・公民会の役割

区公民館・公民会は地域福祉の推進にあたり、町社会福祉協議会と共に「共助」の地域社会を形成するための重要な地域活動団体です。今後、地域を維持していく上で地域福祉の取り組みは不可欠といえます。

また、区公民館・公民会ごとに人口、地域資源や歴史が異なります。

まずは、それぞれの区公民館・公民会で既に取り組んでいる地域福祉の取り組みを大事に継続し、地域で取り組める範囲で地域福祉を更に発展させていくことが求められます。



(3) 町社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進することを目的として設置されている町社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民と共に様々な福祉課題に取り組む組織です。

「共助」の地域社会を形成するため、その実践計画である「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づく福祉意識の啓発、人材育成、地域福祉ネットワークの構築、ボランティア活動、相談事業の推進、地域の実情に応じた福祉サービスの提供や支援など、地域に密着して行っていく必要があります。

(4) 福祉サービス事業者、ボランティア団体などの役割

福祉サービスの事業者として、サービス提供、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。

また、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスの提供や福祉のまちづくりの参画に努めることが求められます。

(5) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉向上を目指し、「公助」として福祉施策を総合的に推進していく必要があります。

そのために、共に地域福祉を推進する町社会福祉協議会や関係機関等と相互に連携・協働を図るとともに、地域福祉活動への住民参加の促進や、地域福祉ネットワークづくりに関する支援や地域福祉に関する情報提供に努めます。



第6章 資料編

1 さつま町地域福祉計画策定委員会設置要綱

さつま町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、地域福祉の推進について、町民、社会福祉を目的とする事業に携わる者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、さつま町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体に属する者
- (2) 保健医療等に携わる者
- (3) 地域活動を支援する組織に属する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 行政機関に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 さつま町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：委嘱の日から平成31年3月31日まで
順不同、敬称略

No.	団体名／所属	役職等	氏名
第1号委員 社会福祉団体に属する者			
1	さつま町手をつなぐ育成会	会長	山内 茂幸
2	さつま町シルバー人材センター	常務理事兼事務局長	小椎八重 廣樹
3	さつま地区保育連合会	会長	中間 千廣
4	さつま町身体障害者福祉連絡協議会	理事	今東 幸子
5	さつま町地域包括支援センター	センター長	橋ノ口 賢二
第2号委員 保健医療等に携わる者			
6	川薩保健所	健康企画課 技術主幹兼健康増進係長	有元 由紀
7	薩摩郡医師会在宅医療相談支援センター	室長	小丸 みさち
第3号委員 地域活動を支援する組織に属する者			
8	さつま町PTA連絡協議会	会長	増穂 真美
9	さつま町区公民館長連絡協議会	時吉区公民館長	下市 真義
10	さつま町商工会	事務局長	有馬 隆志
11	さつま町高齢者クラブ連合会	会長	田中 俊徳
12	さつま町ボランティア連絡会	会長	西之園 智保
13	地域生活支援団体	紫尾上たすけあい隊	山之口 愛章
14	さつま町女性団体連絡協議会	会長	木下 敬子
第4号委員 学識経験を有する者			
15	さつま町社会福祉協議会	会長	二階堂 清一
16	さつま町民生委員児童委員協議会	会長	大園 良正
第5号委員 行政機関に属する者			
17	高齢者支援課	課長	岩元 義治
18	子ども支援課	課長	鍛冶屋 勇二

3 地域福祉に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

調査対象	18歳以上の男女住民から無作為抽出した1,000人
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	平成30年8月
回収率等	1) 標本数 1,000票 2) 有効回収数 483票 3) 有効回収率 48.3%

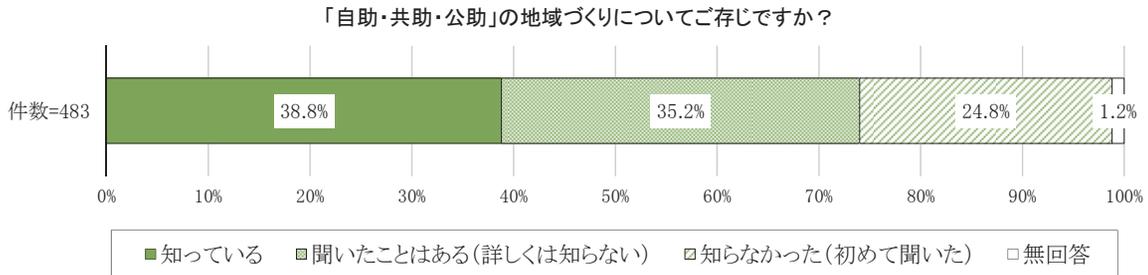
(2) 回答者の属性

性別	1) 男性 41.0% 2) 女性 56.5% 3) 無回答 2.5%
年齢	1) 18～19歳 0.2% 2) 20歳代 4.7% 3) 30歳代 8.3% 4) 40歳代 9.1% 5) 50歳代 19.5% 6) 60～64歳 10.8% 7) 65～74歳 20.9% 8) 75歳以上 25.5% 9) 無回答 1.0%
家族構成	1) ひとり暮らし 14.7% 2) 夫婦のみ 32.9% 3) 夫婦と子または夫婦と親（2世代） 34.0% 4) 親と子と孫（3世代） 7.2% 5) 母と子 5.6% 6) 父と子 0.8% 7) その他 4.1% 8) 無回答 0.7%
世帯状況 (複数回答)	1) 乳児（1歳未満）がいる 1.4% 2) 幼児（1歳～就学前）がいる 7.9% 3) 小学生がいる 10.4% 4) 中学生、高校生がいる 10.8% 5) 65歳以上の高齢者がいる 41.0% 6) 介護が必要な高齢者又は障がい者がいる 8.9% 7) その他 16.8% 8) 無回答 23.0%
居住歴	1) 5年未満 6.6% 2) 5年～10年未満 3.9% 3) 10年～20年未満 8.1% 4) 20年～30年未満 12.4% 5) 30年以上 64.8% 6) 無回答 4.2%
住居形態	1) 持ち家 84.3% 2) 借家（戸建） 5.4% 3) 借家（マンション又はアパート） 3.5% 4) 公営住宅 5.0% 5) 社宅 0.8% 6) その他 0.4% 7) 無回答 0.6%
居住地区	1) 宮之城中央地区 17.2% 《宮之城屋地区、船木区》 2) 宮之城東部地区 27.7% 《虎居区、時吉区、湯田区、佐志区》 3) 宮之城西部地区 14.7% 《山崎区、久富木区、二渡区、平川区、白男川区、泊野区》 4) 鶴田地区 15.7% 《柵野区、鶴田区、神子区、柏原区、紫尾区》 5) 薩摩地区 22.4% 《求名区、中津川区、永野区》 6) 無回答 2.3%

(3) 地域における助け合い・支え合いについて

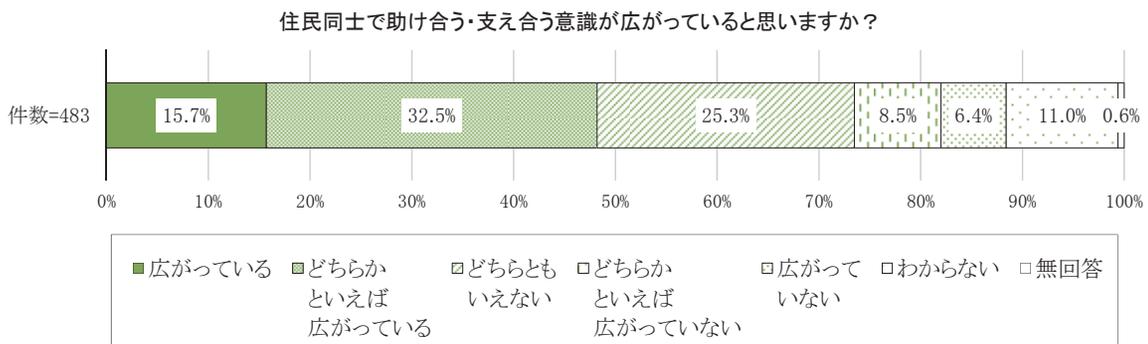
①「自助・共助・公助」の言葉の認知度

「知っている」が 38.8%、「聞いたことはある（詳しくは知らない）」が 35.2%、「知らなかった（初めて聞いた）」が 24.8%となっている。



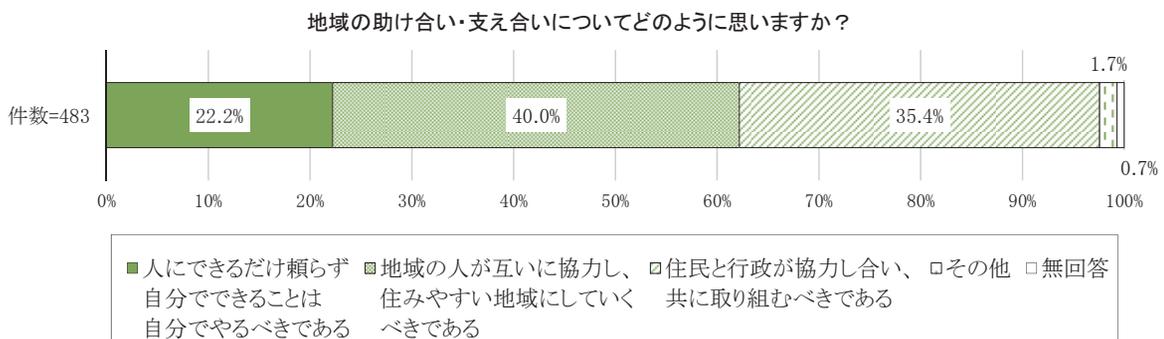
②地域での助け合い・支え合いの意識の広がり

「どちらかといえば広がっている」が 32.5%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 25.3%、「広がっている」が 15.7%などとなっている。



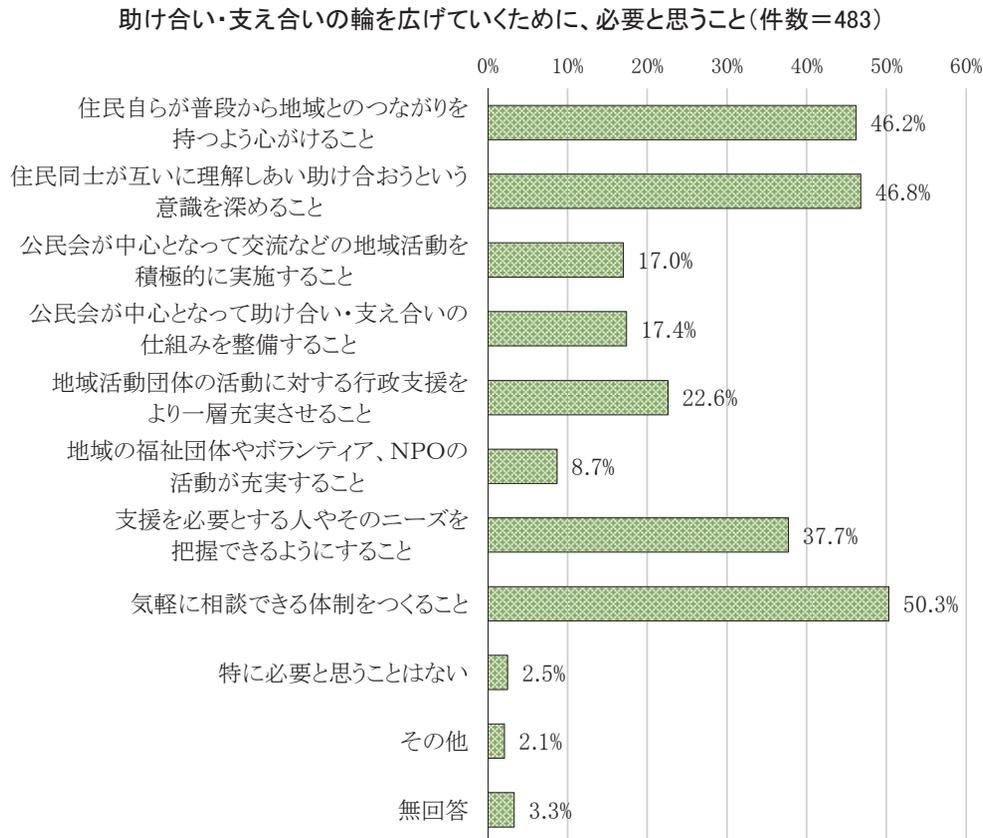
③地域での助け合い・支え合いのあるべき姿

「地域の人々が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」が 40.0%で最も高く、次いで「住民と行政が協力し合い、共に取り組むべきである」が 35.4%となっており、地域での助け合い・支え合いが重要であるという認識を持っている人が7割を超えている一方、「人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである」との回答も 22.2%となっている。



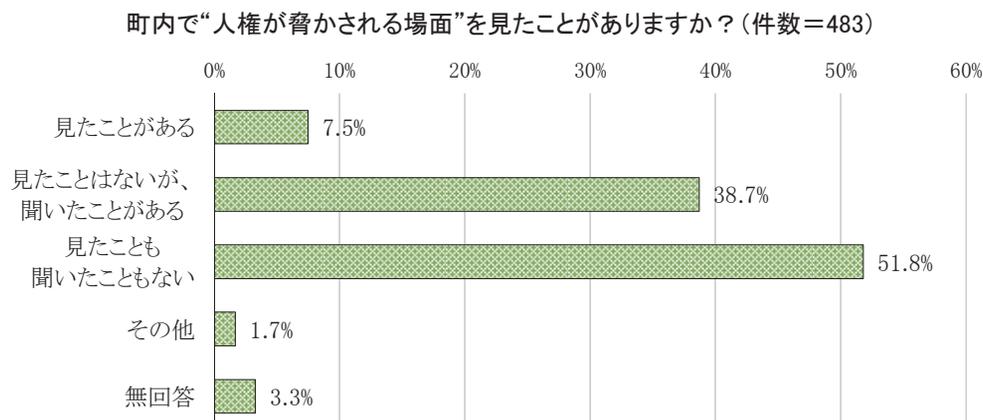
④地域での助け合い・支え合いの輪を広げていくために必要なこと

「気軽に相談できる体制をつくること」が50.3%で最も高く、次いで「住民同士が互いに理解しあい助け合おうという意識を深めること」が46.8%、「住民自らが普段から地域とのつながりを持つよう心がけること」が46.2%、「支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること」が37.7%などとなっている。



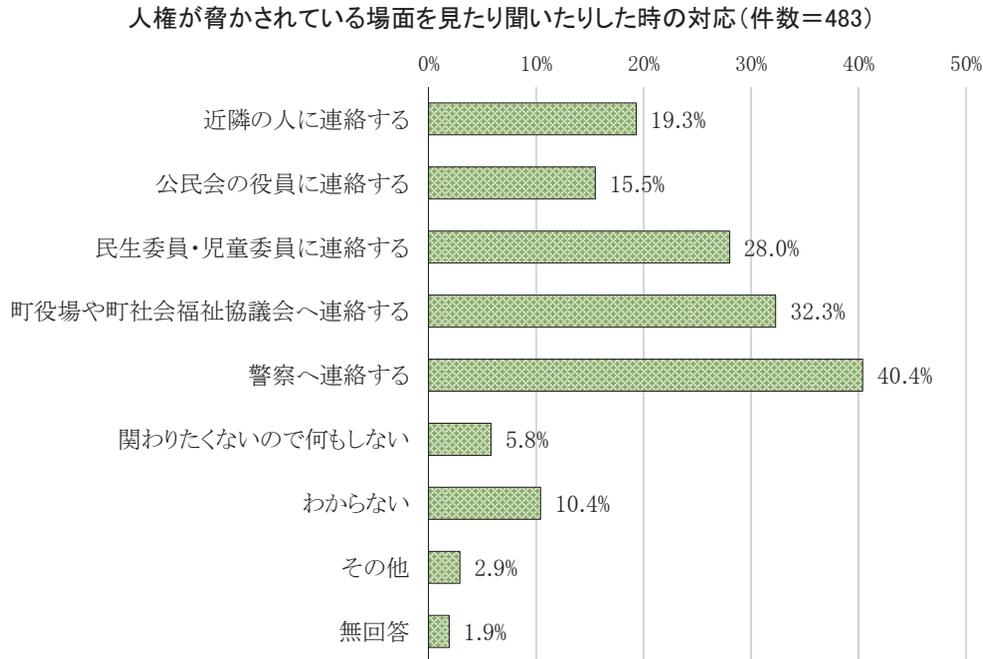
⑤人権が脅かされる場面を見たことがあるか

「見たことも聞いたこともない」が51.8%で最も高く、次いで「見たことはないが、聞いたことがある」が38.7%となっており、「見たことがある」との回答は7.5%にとどまっている。



⑥他人の人権が脅かされる場面を見た場合の対応

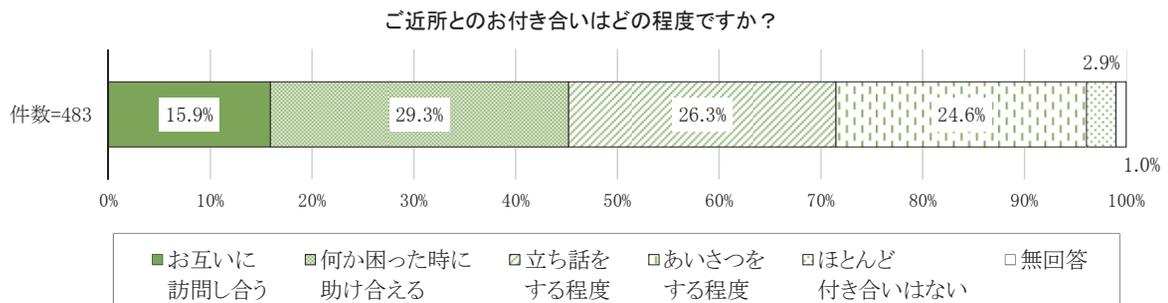
「警察へ連絡する」が40.4%で最も高く、次いで「町役場や町社会福祉協議会へ連絡する」が32.3%、「民生委員・児童委員に連絡する」が28.0%などとなっている。



(4) ご近所付き合いについて

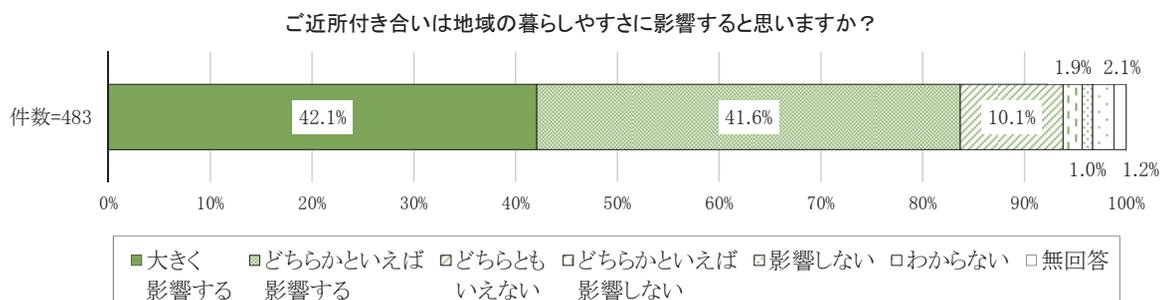
①近所付き合いの程度

「何か困った時に助け合える」が29.3%で最も高く、次いで「立ち話をする程度」が26.3%、「あいさつをする程度」が24.6%、「お互いに訪問し合う」が15.9%などとなっている。「ほとんど付き合いはない」との回答は2.9%にとどまっている。



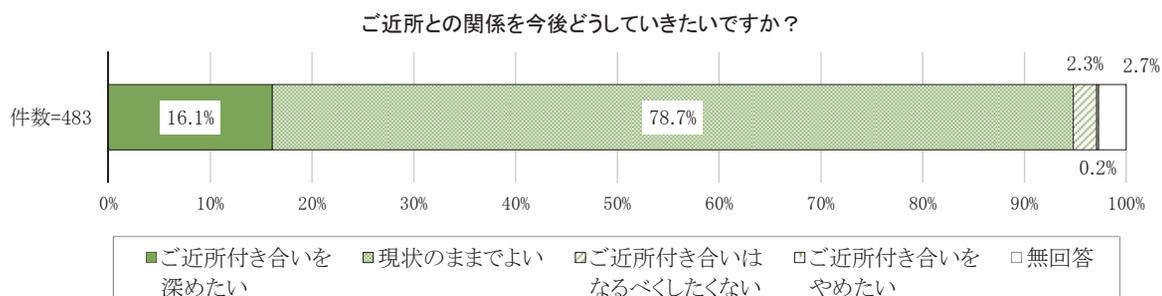
②近所付き合いが地域の暮らしやすさに影響するか

「大きく影響する」が42.1%、「どちらかといえば影響する」が41.6%となっており、8割を超える人が、近所付き合いが地域の暮らしやすさに影響すると回答している。



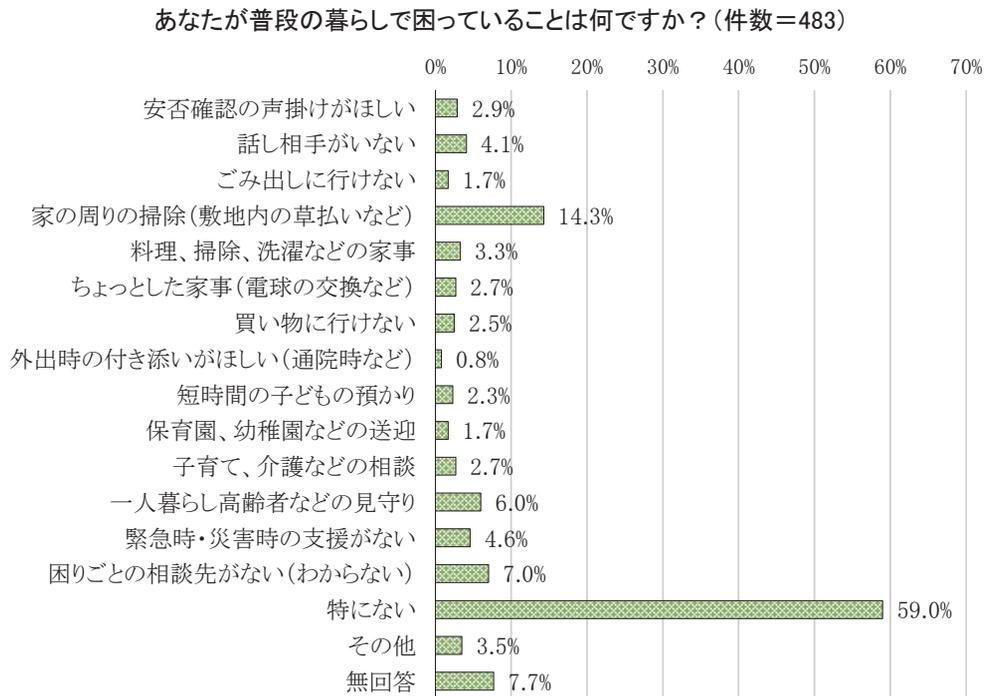
③今後の近所との関係

「現状のままでよい」が78.7%で最も高く、次いで、「ご近所付き合いを深めたい」が16.1%となっており、ほとんどの人が、今後とも近所との関係を重視していることがうかがえる。



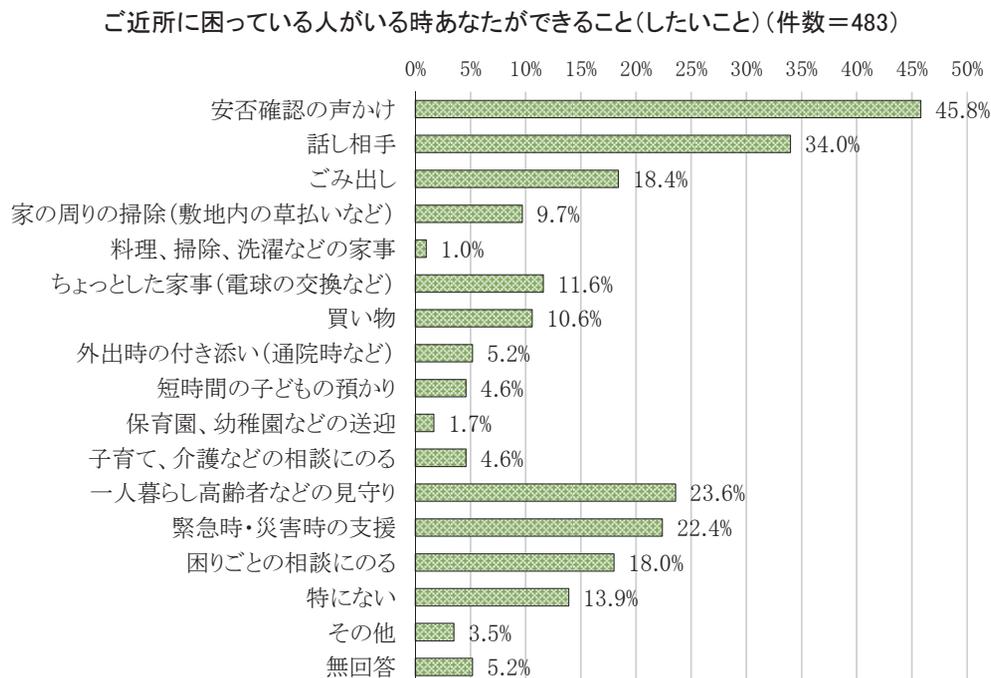
④ 普段の暮らしで困っていること

「特にない」が59.0%で最も高く、次いで、「家の周りの掃除（敷地内の草払いなど）」が14.3%、「困りごとの相談先がない（わからない）」が7.0%、「一人暮らし高齢者などの見守り」が6.0%などと続いている。



⑤ 近所で困っている人がいる場合、できること（したいこと）

「安否確認の声かけ」が45.8%で最も高く、次いで、「話し相手」が34.0%、「一人暮らし高齢者などの見守り」が23.6%、「緊急時・災害時の支援」が22.4%などと続いている。

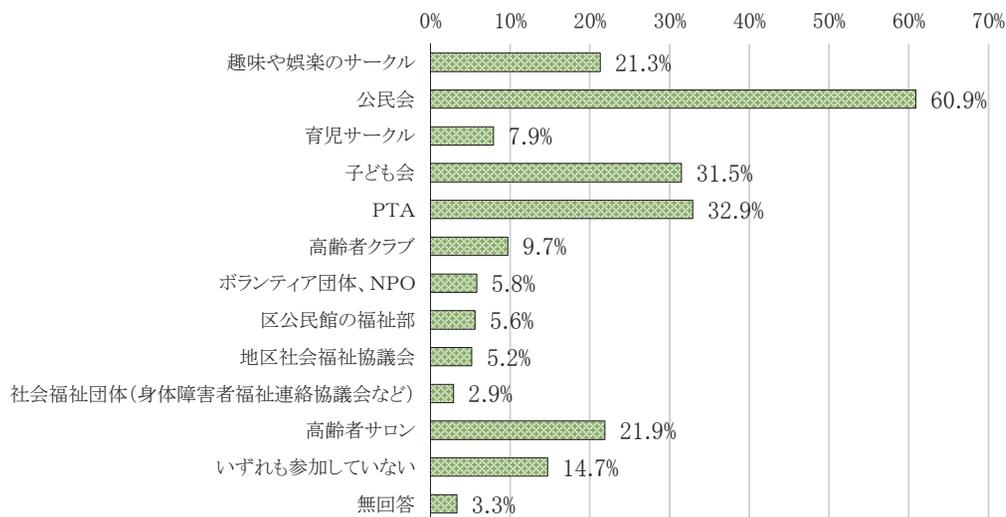


(5) 地域活動について

①参加経験のある地域活動団体

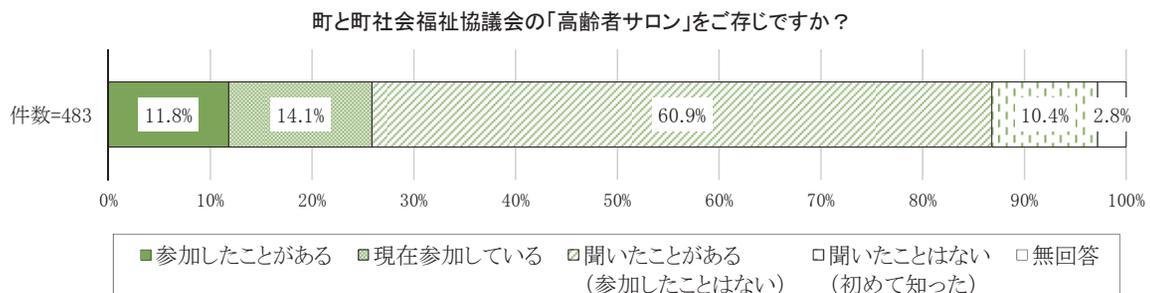
「公民会」が60.9%で最も高く、次いで「PTA」が32.9%、「子ども会」が31.5%、「高齢者サロン」が21.9%、「趣味や娯楽のサークル」が21.3%などと続いている。

今も参加している、又は過去に参加したことのある地域活動団体
(件数=483)



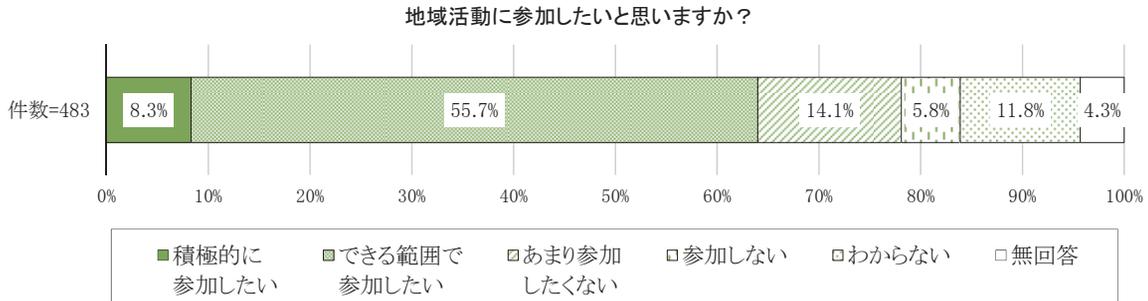
②「高齢者サロン」の認知度

「聞いたことがある(参加したことはない)」が60.9%で最も高く、次いで「現在参加している」が14.1%、「参加したことがある」が11.8%となっている一方、「聞いたことはない(初めて知った)」が10.4%となっている。



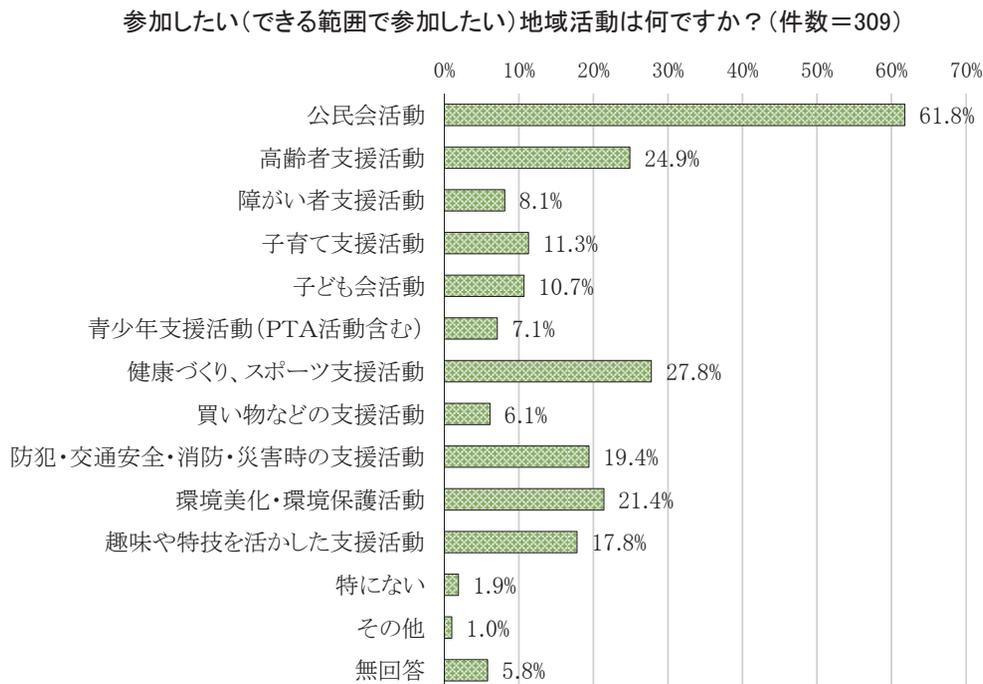
③地域活動への参加意向

「できる範囲で参加したい」が55.7%で最も高く、次いで「あまり参加したくない」が14.1%、「わからない」が11.8%、「積極的に参加したい」が8.3%などとなっている。



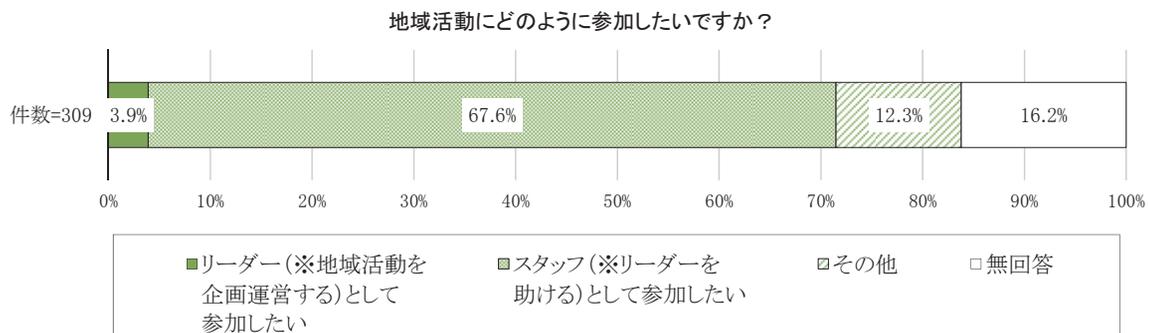
④参加したい地域活動

「公民会活動」が61.8%で最も高く、次いで「健康づくり、スポーツ支援活動」が27.8%、「高齢者支援活動」が24.9%、「環境美化、環境保護活動」が21.4%などとなっている。



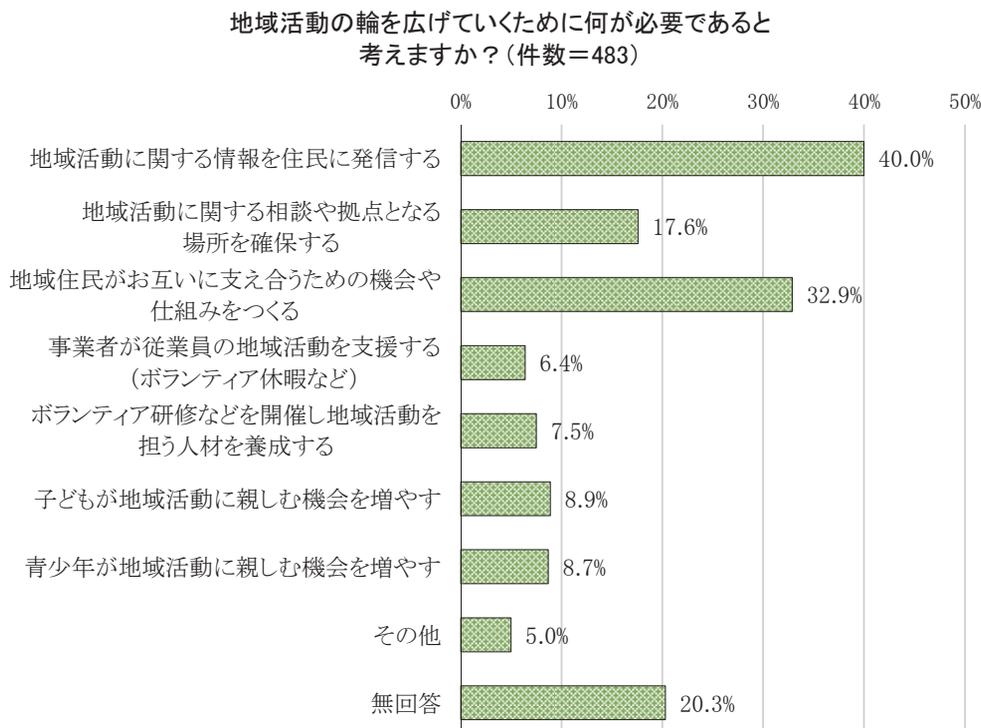
⑤地域活動にどのような立場で参加したいか

「スタッフ（※リーダーを助ける）として参加したい」が67.6%で最も高く、次いで「その他」が12.3%、「リーダー（※地域活動を企画運営する）として参加したい」が3.9%となっている。



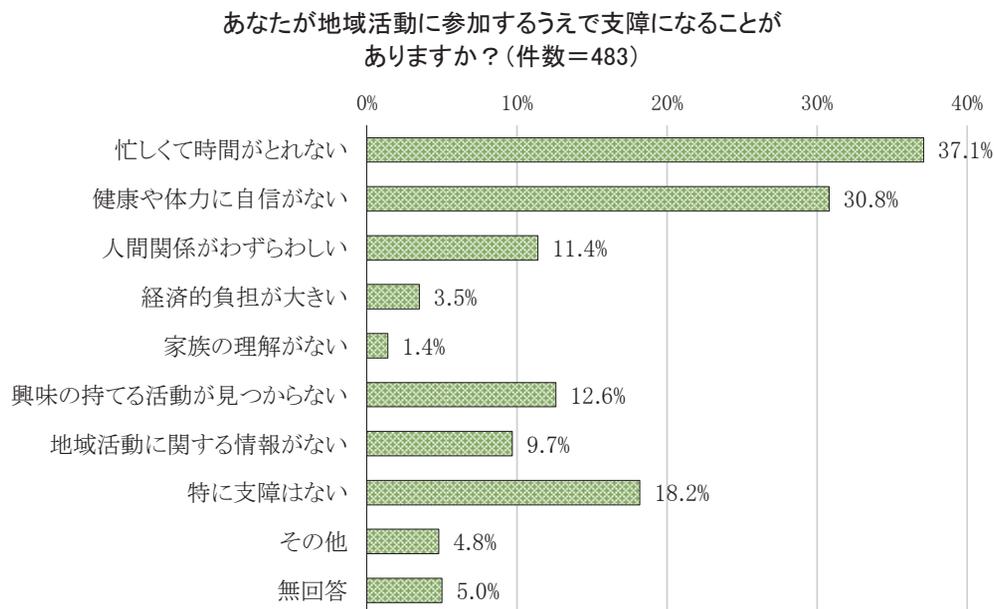
⑥地域活動の輪を広げるために必要なこと

「地域活動に関する情報を住民に発信する」が40.0%で最も高く、次いで「地域住民がお互いに支え合うための機会や仕組みをつくる」が32.9%、「地域活動に関する相談や拠点となる場所を確保する」が17.6%となっている。



⑦地域活動の参加に支障になること

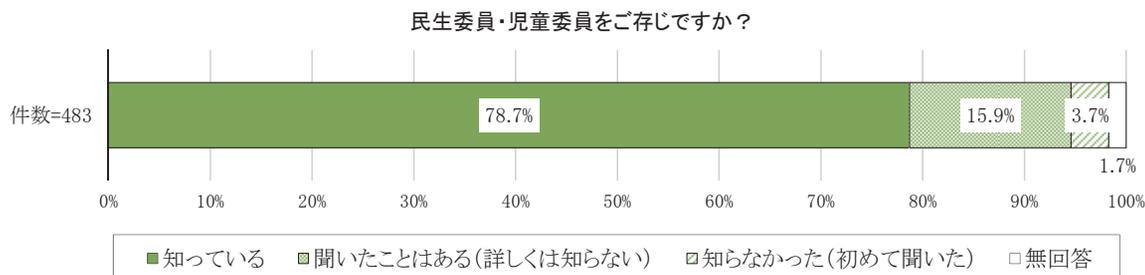
「忙しくて時間がとれない」が37.1%で最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が30.8%、「特に支障はない」が18.2%、「興味の持てる活動が見つからない」が12.6%、「人間関係がわずらわしい」が11.4%などとなっている。



(6) 地域での暮らしについて

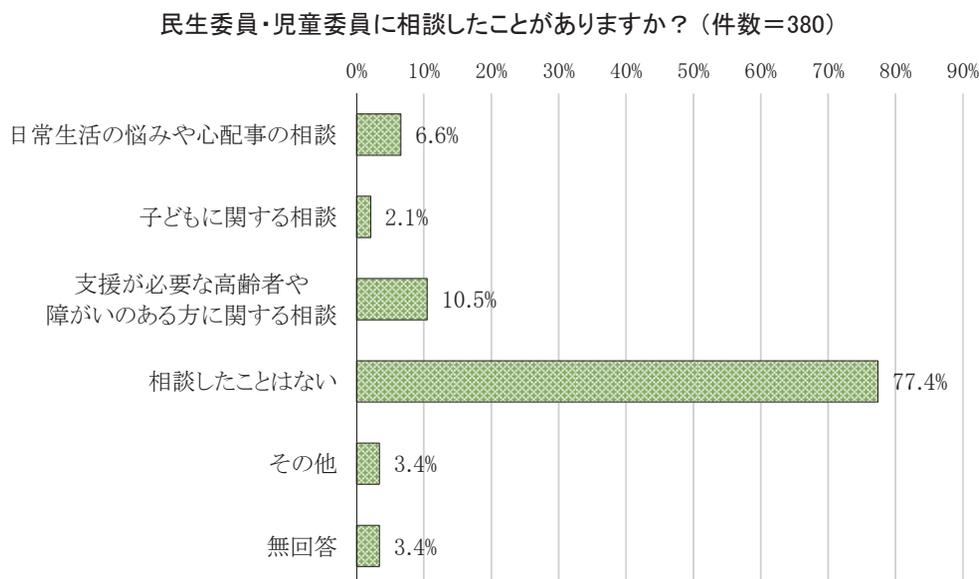
①民生委員・児童委員の認知度

「知っている」が78.7%で最も高く、次いで「聞いたことはある(詳しくは知らない)」が15.9%となっており、「知らなかった(初めて聞いた)」は3.7%となっている。



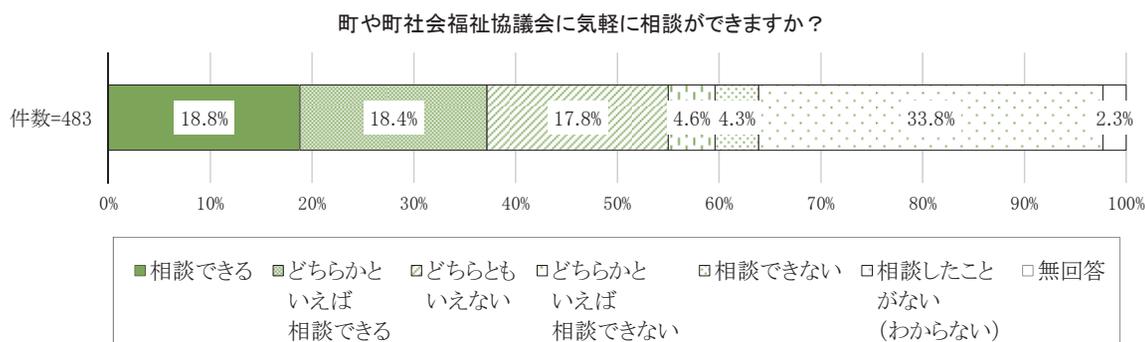
②民生委員・児童委員に相談したことの有無

「相談したことはない」が77.4%で最も高く、次いで「支援が必要な高齢者や障がいのある方に関する相談」が10.5%、「日常生活の悩みや心配事の相談」が6.6%などとなっている。



③町や町社会福祉協議会に気軽に相談できるか

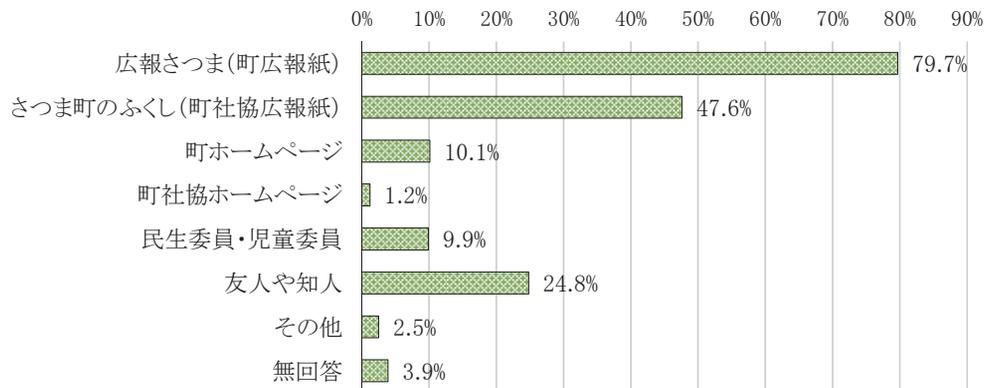
「相談したことがない（わからない）」が33.8%で最も高く、次いで「相談できる」が18.8%、「どちらかといえば相談できる」が18.4%となっている一方、「どちらかといえば相談できない」が4.6%、「相談できない」が4.3%と、相談できないという回答が約1割となっている。



④福祉情報の入手方法

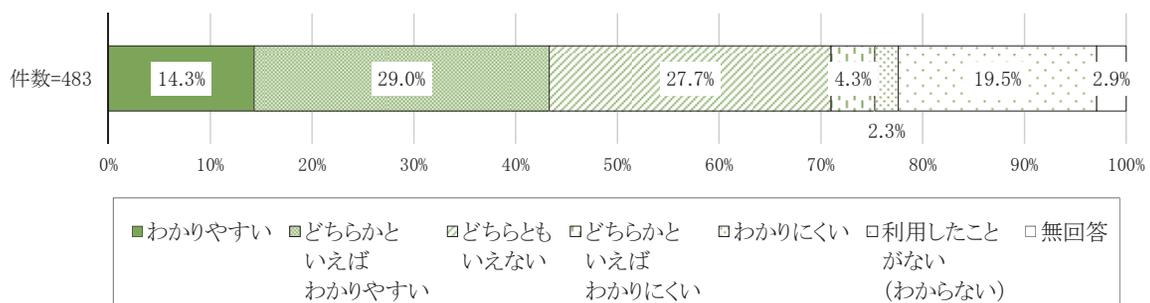
「広報さつま（町広報紙）」が79.7%で最も高く、次いで「さつま町のふくし（町社協広報紙）」が47.6%、「友人や知人」が24.8%となっている。

福祉情報（子育て、介護、生活支援など）は何で知りますか？（件数=483）



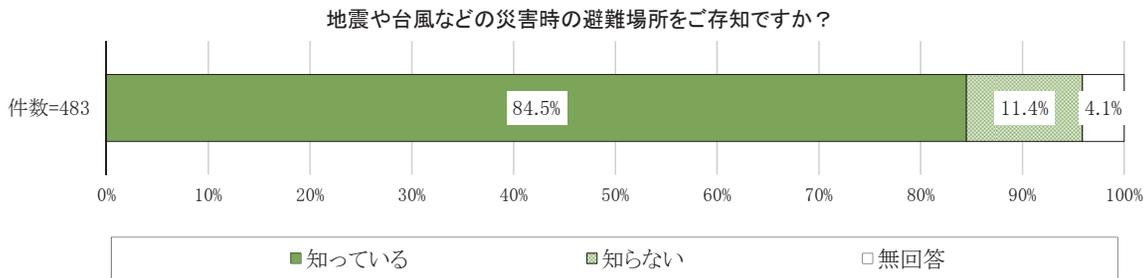
また、町や町社会福祉協議会の福祉情報は分かりやすいかについては、「どちらかといえばわかりやすい」が29.0%、「どちらかともいえない」が27.7%、「利用したことがない（わからない）」が19.5%、「わかりやすい」が14.3%などとなっている。

福祉情報（子育て介護生活支援など）はわかりやすいですか？

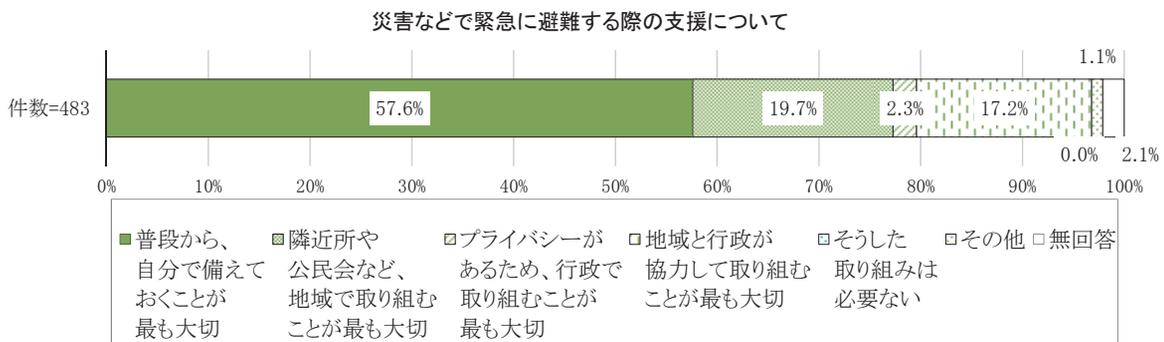


⑤災害時の避難場所の認知状況・支援のあり方

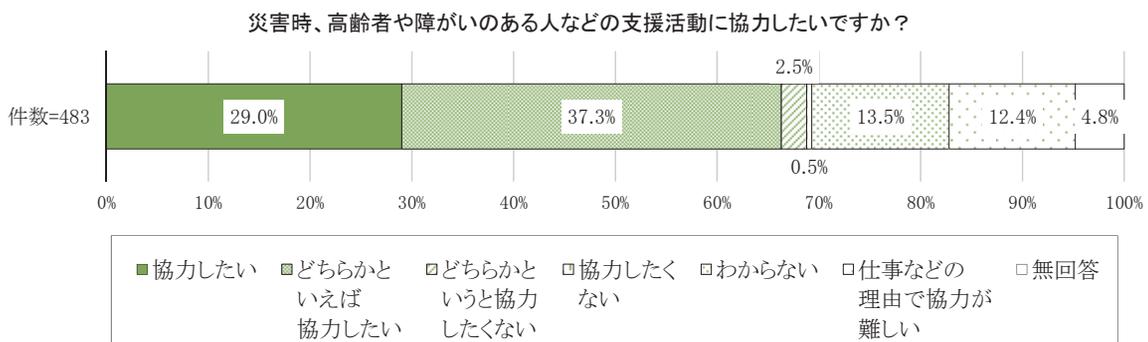
「知っている」が84.5%と8割を超える人が知っている一方、「知らない」が11.4%と約1割は認知されていないことがうかがえる。



また、緊急に避難する際の支援について、「普段から、自分で備えておくことが最も大切」が57.6%で最も高く、次いで「隣近所や公民会など、地域で取り組むことが最も大切」が19.7%、「地域と行政が協力して取り組みことが最も大切」が17.2%などとなっている。

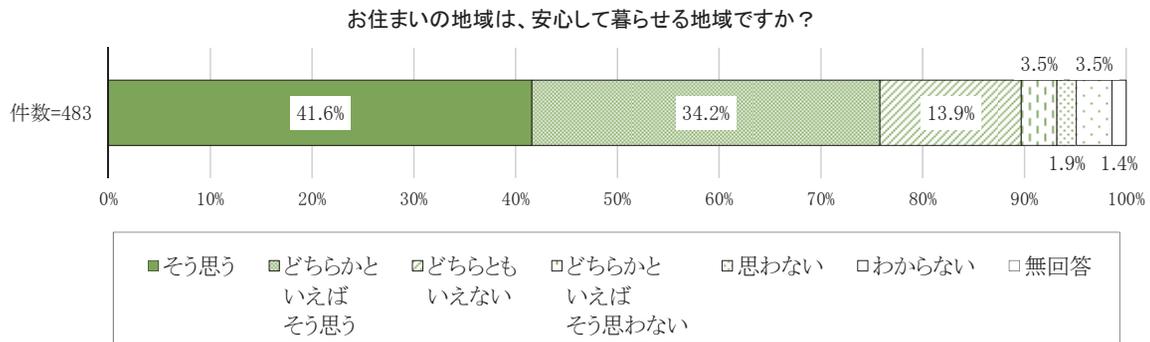


高齢者や障がいのある人などの支援活動に協力したいかについては、「どちらかといえば協力したい」が37.3%で最も高く、次いで「協力したい」が29.0%、「わからない」が13.5%、「仕事などの理由で協力が難しい」が12.4%などとなっている。



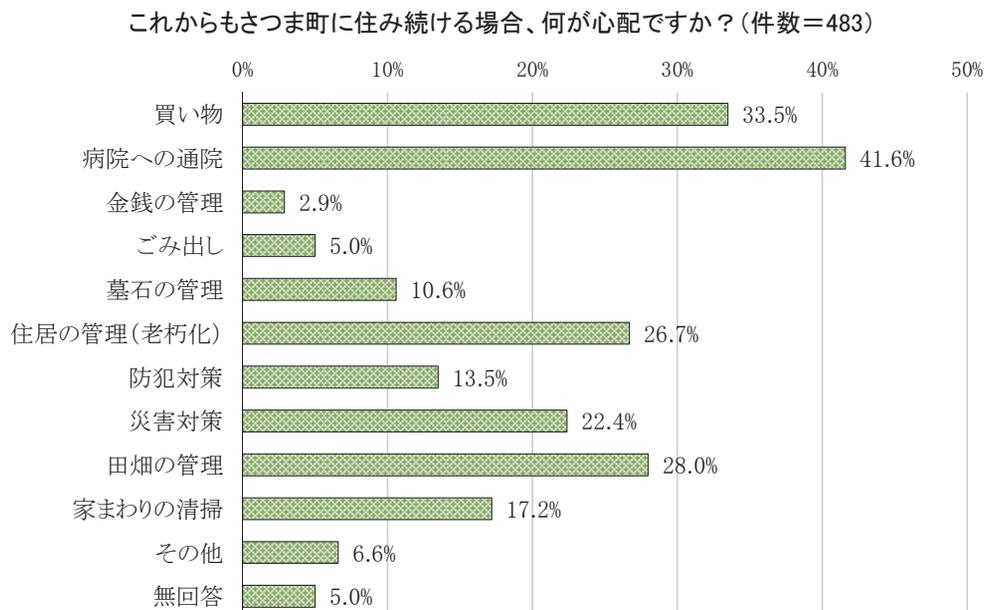
⑥住んでいる地域は安心して暮らせるか

「そう思う」が41.6%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が34.2%、「どちらともいえない」が13.9%などとなっている。



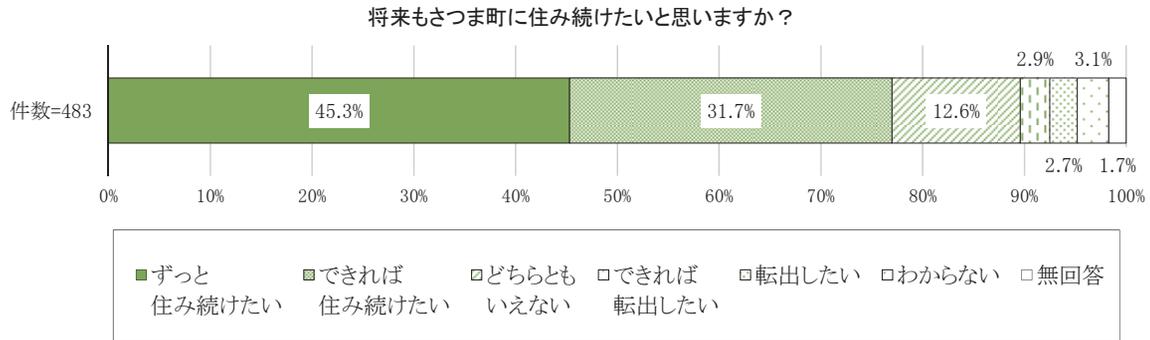
⑦住み続ける場合に心配なこと

「病院への通院」が41.6%で最も高く、次いで「買い物」が33.5%、「田畑の管理」が28.0%、「住居の管理（老朽化）」が26.7%、「災害対策」が22.4%などとなっている。



⑧将来もさつま町に住み続けたいか

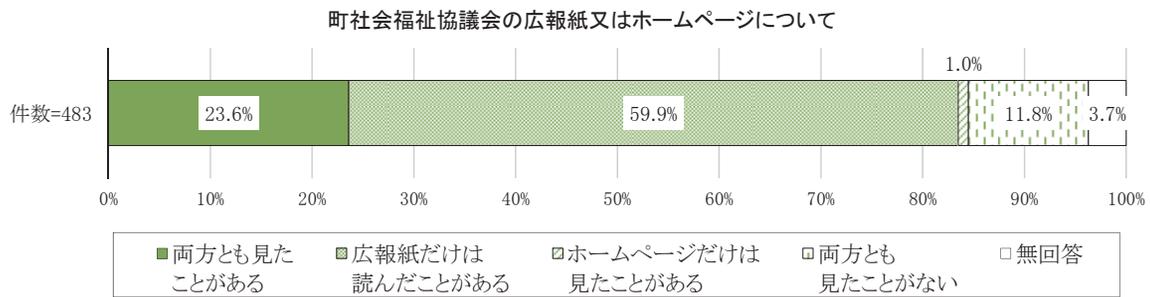
「ずっと住み続けたい」が45.3%で最も高く、次いで「できれば住み続けたい」が31.7%、「どちらともいえない」が12.6%などとなっている。



(7) さつま町社会福祉協議会について

①「さつま町のふくし」又はホームページの閲覧経験の有無

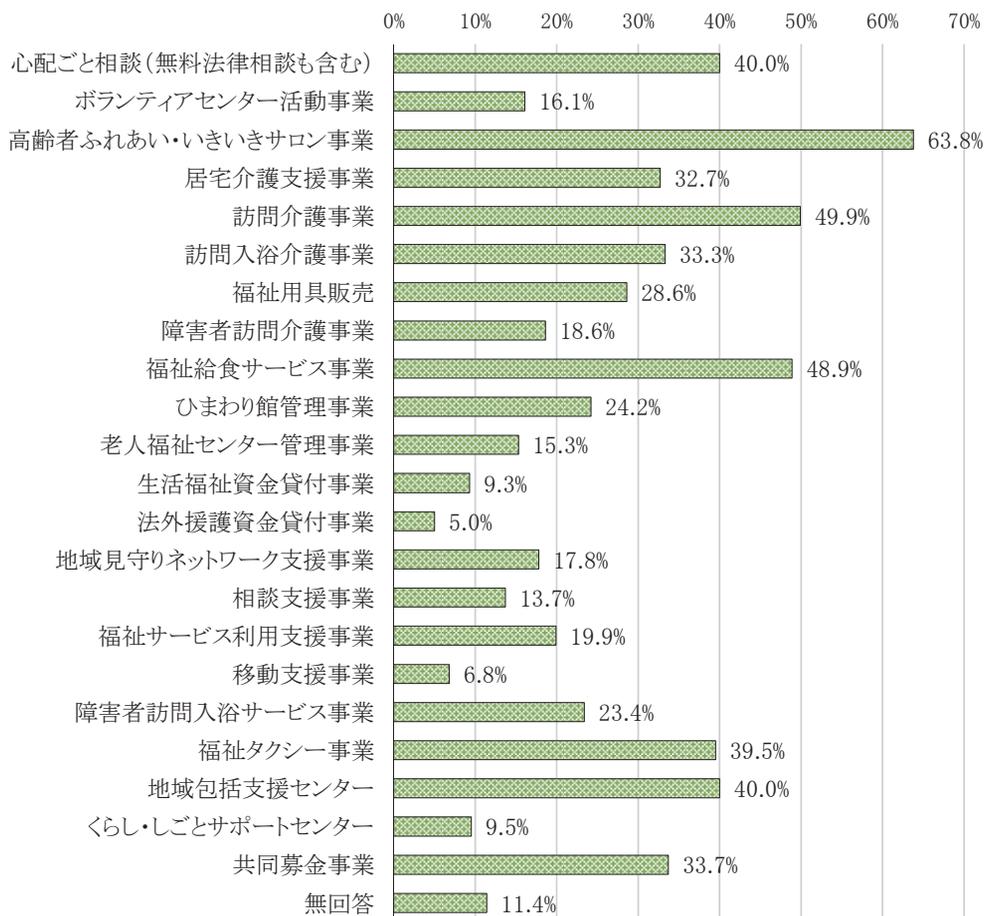
「広報紙だけは読んだことがある」が59.9%で最も多く、次いで「両方とも見たことがある」が23.6%、「両方とも見たことがない」が11.8%などとなっている。



②町社会福祉協議会の地域福祉活動の認知状況

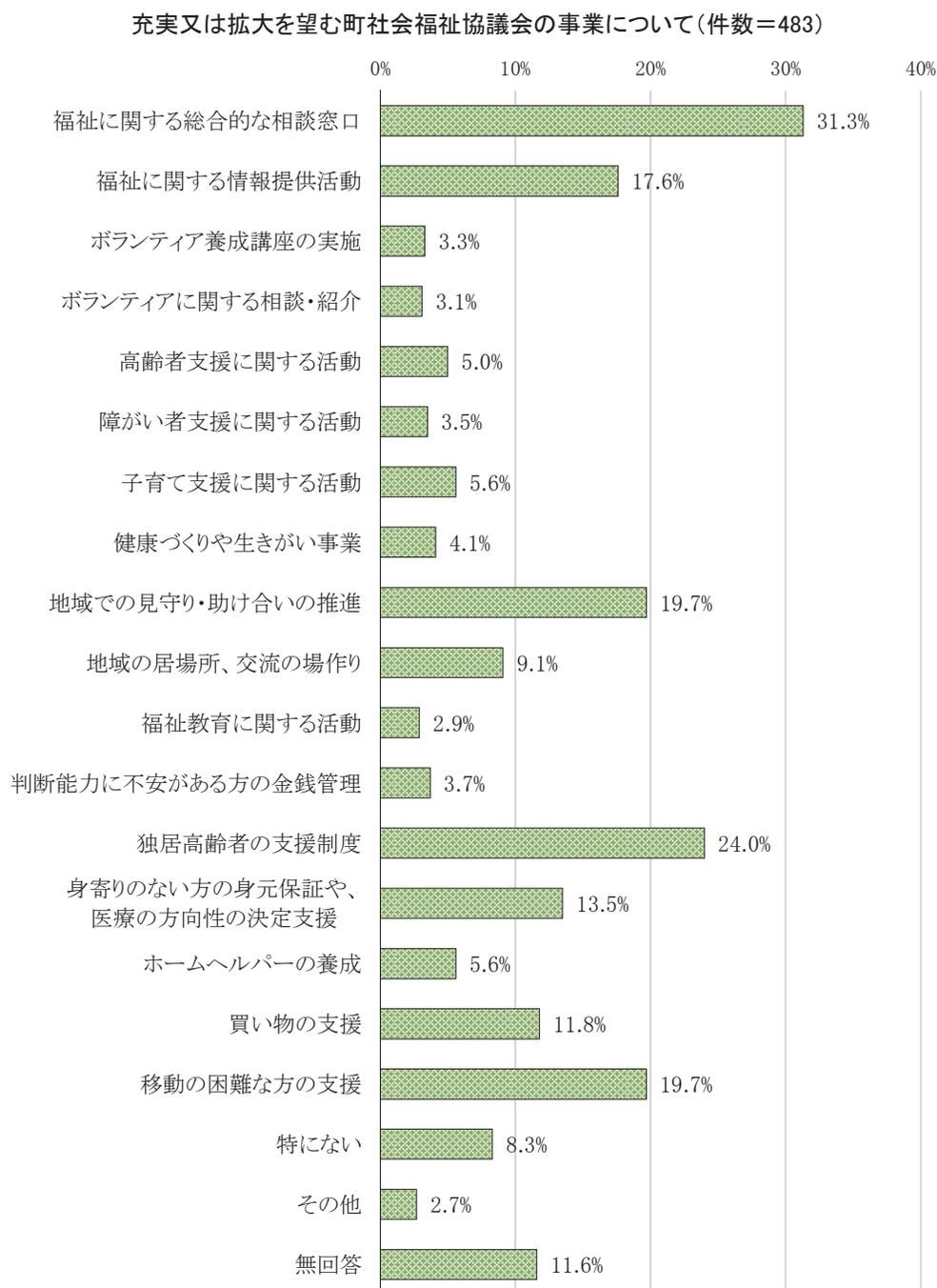
認知度が高い（おおむね5割以上）事業は「高齢者ふれあい・いきいきサロン事業」（63.8%）、「訪問介護事業」（49.9%）、「福祉給食サービス事業」（48.9%）などとなっており、逆に認知度が低い（1割に満たない）事業は、「法外援護資金貸付事業」（5.0%）、「移動支援事業」（6.8%）、「生活福祉資金貸付事業」（9.3%）、「くらし・しごとサポートセンター」（9.5%）となっている。

あなたがご存じの町社会福祉協議会の事業について(件数=483)



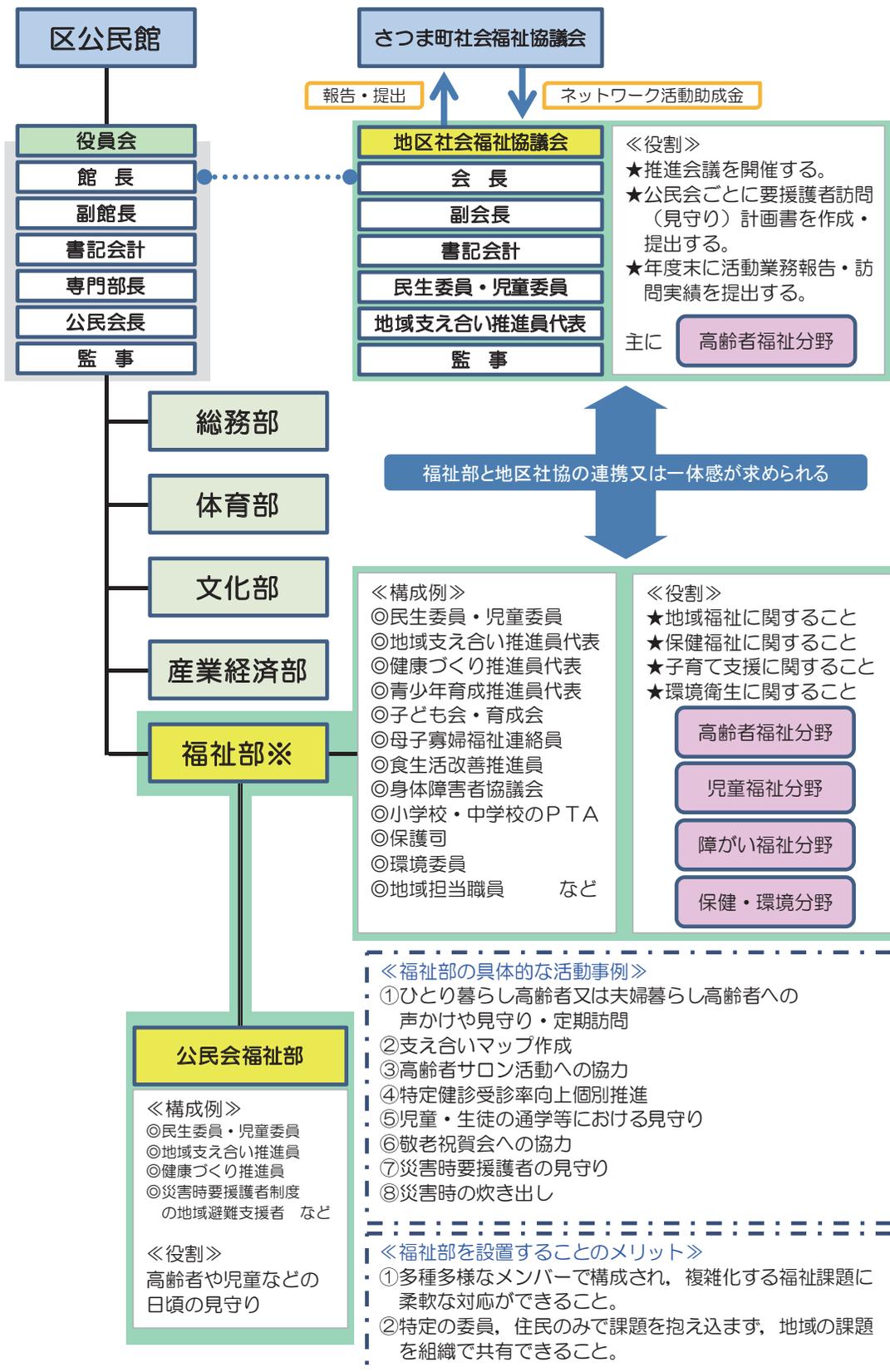
③町社会福祉協議会の事業充実又は拡大を望む事業

「福祉に関する総合的な相談窓口」との回答が31.3%で最も高く、次いで「独居高齢者の支援制度」が24.0%、「地域での見守り・助け合いの推進」と「移動の困難な方の支援」が19.7%、「福祉に関する情報提供活動」が17.6%などとなっている。



4 福祉部の設置推進

以下の組織図はモデルケースである。



※福祉部のほか、民生福祉部、保健福祉部、健康福祉部、民生文化福祉部の名称もある。

5 用語集

あ 行

移動支援事業 (いどうしえんじぎょう)

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とする事業。

か 行

介護タクシー (かいごたくしー)

一人で外出することが難しい高齢者や障がいがある人を介助・支援する車両。

介護報酬 (かいごほうしゅう)

事業者が利用者（要介護者又は要支援者等）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用。

なお、報酬額は、サービスごとに設定されており、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて定めることとされている。

介護保険 (かいごほけん)

介護を必要とする状態になっても安心して生活がおくれるよう、介護を社会全体で支えることを目的として、平成12年4月からスタートした。

実施主体は市町村であり、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する保険制度。

学童保育 (がくどうほいく)

主に日中、保護者が家庭にいない小学生や児童に対して、授業の終了後に適切

な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称。

関連：放課後児童クラブ

居住支援協議会

(きょじゅうしえんきょうぎかい)

地方公共団体、宅地建物取引業者などで構成される、低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織。

くらし・しごとサポートセンター

(くらし・しごとさぽーとせんたー)

生活全般にわたり、だれもが当たり前、その人らしく地域で暮らすことができるよう、問題を抱えている人と専門の相談員が問題解決に向けて一緒に考え、それぞれの状況に応じた生活状況改善計画、就労支援計画などを作成し、継続的に支援する機関。

関連：さつまくらし・しごとサポートセンター

グループホーム (ぐるーぷほーむ)

社会福祉法人、地方自治体や特定非営利活動法人（NPO 法人）などによって運営される、要支援2、要介護1以上の認知症等の方が対象の介護施設で、専門スタッフの援助を受けながら、小規模な生活の場で少人数（5人から9人）のユニット（集団）で共同生活を送る施設。

ケアマネジャー（けあまねじゃー）

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人から相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するほか、市町村・事業者・施設などと連絡調整を行うとともに、市町村の委託を受けて、要介護等認定申請を行った人の自宅を訪問し、心身の状態をチェックする訪問調査などを行う専門職。介護支援専門員、ケアマネ。

言語障がい（げんごしょうがい）

音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい。音声又は言語機能の障がいのため、音声・言語のみを用いて意思を疎通することが困難な状態。

権利擁護（けんりようご）

権利侵害を受けやすい認知症の高齢者や知的・精神障がい者に対して人権をはじめとする様々な権利を保護し、本人に代わりその財産を適切に管理するなど、生活上の重要な場面で支援すること。
関連：権利擁護センター

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数。その年の15歳から49歳までの女性が産んだ子どもの数を基に算出する。

人口を維持できる水準は2.07とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となる。

高齢者クラブ（こうれいしゃくらぶ）

地域で高齢者の親睦を図り、生きがいを高め、健康づくりや介護予防を進める活動や、ボランティア活動をはじめとし

た活動を行う高齢者の自主的な組織。

高齢者サロン（こうれいしゃさろん）

高齢者が、身近な場所に集い、話をしたり体操をするなど交流を図る中で、必要な情報を収集したり、閉じこもりや孤立化などを解消する集まりの場。

国勢調査（こくせいちょうさ）

日本に居住するすべての人々を対象として、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基礎的属性を知るための調査。

大正9年（1920）に第1回調査を行い、昭和20年（1945）を除いて5年ごとに実施されている。

国立社会保障・人口問題研究所

（こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ）

昭和14年（1939）に厚生省人口問題研究所として設立。平成8年（1996）に特殊法人社会保障研究所と統合。

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の附属機関。

孤立死（こりつし）

社会から孤立した状態で亡くなり、長期間気づかれないこと。

独居高齢者や老老介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも起こっている。

コーディネーター（こーでいねーと）

物事を調整すること。間に立ってまとめること。

関連：コーディネーター

さ 行

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・傷病者・日本語の理解が不自由な外国人など、災害時に自力で避難することが困難かつ災害について十分な情報を得られない人のこと。

支え合いマップ（ささえあいまっぷ）

福祉のまちづくりのために、住民の支え合いの実態を住宅地図に記入して、取り組み課題を抽出した地図。

支え合いマップにより、災害時の支援や日頃の見守りが必要な方、地域の社会資源を住宅地図上で視覚化し、共有することができ、地域福祉の向上に役立てることができる。

視覚障がい（しかくしょうがい）

眼の機能障がい。身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

肢体不自由（したいふじゆう）

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいを有する状態。

社会的孤立（しゃかいてきこりつ）

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

単身世帯の増加・婚姻率の低下・若者の社会的自立の遅れなどが背景にある。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を目的とする、社会福祉法に位置づけられた民間団体。

関連：さつま町社会福祉協議会

社会福祉事業法（しゃかいふくしじぎょうほう）

社会福祉事業に関する基本事項を定め、公明かつ適正にその事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

昭和 26 年（1951）施行。平成 12 年（2000）社会福祉法に改題。

社会福祉法（しゃかいふくしほう）

福祉サービス利用者の利益保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

平成 12 年（2000）に社会福祉事業法から改題。

就労継続支援施設（しゅうろうけいぞくしえんしせつ）

通常の事業所で働くことが困難な人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じ、知識や能力の向上のための訓練を行う施設。

施設形態には、雇用契約を結び、各種労働法規が適用される「A型」と、雇用の関係ではない「B型」がある。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしやてちょう）

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付する手帳。

スローガン（すろーがん）

団体や運動の主張・目標を強く印象づけるために、効果的に要約した文章・標語のこと。

生活困窮者（せいかつこんきゅうしゃ）

現時点では生活保護を受けていないが、生活保護を受けるに至るおそれがある人で、支援をすることで自立が見込まれる人。単に経済的な問題だけでなく、日常生活や社会生活を送る上で多様な問題を抱えている人。

関連：暮らし・しごとサポートセンター

生活福祉資金貸付事業

（せいかつふくしきんかじつけじょう）

生活困窮世帯に対し、各種の資金を貸し付けることにより、世帯の更生を支援することを目的とする事業。

生活保護（せいかつほご）

日本国憲法第 25 条に基づく生存権保障の公的扶助であり、国の責任において生活に困窮するすべての国民に対する、最低限度の生活保障と自立の促進を目的としている。

生活保護法に規定されている原理は、①無差別平等の原理、②最低生活保障原理、③保護の補足性原理。

精神障害者保健福祉手帳

（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、交付する手帳。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わり財産の管理や生活上必要な契約等の手続を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う制度。

た 行

地域支え合い推進員（ちいきささえあひすいしんいん）

地域支え合い推進員は、地域において第 3 層（公民会単位）の生活支援コーディネーターとしての役割を担う。

住民が高齢になっても住み慣れた地域で、自立した生活が続けられるよう、支える活動やその仕組みづくりを行うキーマンになる人。

地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしずむ）

支援を必要とする高齢者や障がい者などの方が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、地域社会全体で支える仕組み。

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）などの専門職が、高齢者への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉・医療など様々な面から支える拠点施設。

地域を見守る事業者 (ちいきをみまもるじぎょうしゃ)

高齢者等が地域から孤立することを防止するため、見守り活動に協力する事業者。高齢者等の異変を早期に発見し、必要な支援につなげていく。

協力事業者には、日本郵便株式会社、南日本新聞販売所、九州電力、LPガス協会、シルバー人材センター、生活協同組合などがある。

地区社会福祉協議会 (ちくしゃかいふくしきょうぎかい)

法的な位置づけはないが、住民による福祉推進のための自主組織として、地域福祉活動を推進している。

聴覚障がい (ちょうかくしょうがい)

耳の機能障がい。音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいなどの不自由な状態。

ドアツードアの乗り合いタクシー

(どあつーどあのりあいたくしー)

自宅から目的地に直接行くことができる乗り合いタクシー。

目的地や経路が同じ人たちと一緒に送るサービス。

ドメスティックバイオレンス

(どめすていっくばいおれんす)

家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など親しい関係にある男性から女性への暴力。身体的暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。DV。

な 行

内部障がい (ないぶしょうがい)

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

認知症 (にんちしょう)

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

ニート (にーと)

15～34歳までの非労働力人口のうち就業・就学・家事を行っていない者。

ノーマライゼーション (のーまらいぜーしょん)

高齢者や障がい者等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。ノーマリゼーション。

は 行

8050問題 (はちまるごうまるもんだい)

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。

発達支援事業所（はったつしえんじぎょうしょ）

小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援を受けるための施設。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的としている。

バブル崩壊（ばぶるほうかい）

1980年代後半から起こったバブル景気（株や土地などの資産が実際以上の価値を持ち、経済全体が好景気になること。）の急激な後退のこと。

高騰していた株価や地価が平成3年（1991年）から平成5年（1993年）にかけ急落し、その影響は様々な方面に及んだ。その後、日本の経済成長は停滞し、「失われた20年」と言われる期間を経て、現在に至っている。

バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある人が社会生活を送っていく上で障壁となるものを除去すること。道路・建物・交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものも含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすこと。

ひきこもり

長期間にわたり自宅や自室にこもり、社会的な活動に参加しない状態が続くこと。周囲との摩擦によるストレスや精神疾患が原因で引きこもる場合や、原因を特定できないまま引きこもる場合などがある。

厚生労働省は、「様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就

学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義している。

福祉部（ふくしぶ）

地域の課題が年々深刻化する中で、課題解決に向けた新たな話し合いの場として、住民自治組織である区公民館又は公民会単位で設置される組織。

民生委員・児童委員、地域支え合い推進員、健康づくり推進員、子ども会役員などで構成される。

プライバシー（ぷらいばしー）

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

法外援護資金貸付事業

（ほうがいえんごしきんかじつけじぎょう）

生活困窮世帯に対し、各種の資金を貸し付けることにより、世帯の更生を支援することを目的とする事業。

保護率（ほごりつ）

人口1,000人あたりの生活保護の受給割合。千分率（‰、パーミル）で表示される。例えば9.2‰とは、人口1,000人あたり、9.2人が生活保護を受けていることを表す。

ボランティアセンター（ぼらんていあせんたー）

ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の相談を受け、支援を必要としている方への橋渡しをはじめ、ボランティアが共に集い、学び合いの場とし、更に連帯の輪を広げるための拠点。

また、ボランティア活動をしやすいように環境を整備し、活動を推進していくため、様々な支援をしている。

ま 行

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や 行

結（ゆい）

地域において、労働力を対等に交換しあって田植え・稲刈りなど農の営みや、住居など生活の営みを維持していくために共同作業を行うこと、又はそのための相互扶助組織のこと。

要介護（ようかいご）

介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類で、常時介護が必要と認定されること。

最も多くの介護を必要とする要介護5から要介護1までの5段階に分けられる。

要支援（ようしえん）

介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類で、日常生活の能力はあり、間接介助と機能訓練程度を必要とする認定区分。

ら 行

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、県知事が交付する手帳。

A decorative border featuring stylized bamboo stalks and leaves in various shades of green, framing the central text area.

さつま町地域福祉計画

発行日 平成31年3月
発行 鹿児島県さつま町
編集 さつま町保健福祉課
〒895-1803
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
TEL 0996-53-1111 (代表)
FAX 0996-52-3514
URL <http://www.satsuma-net.jp>

